

次

●はじめに

I 1. ニン主義的非合法党建設におけるわが国際主義派の組織的任務

しめに

[A] 合法主義=日向の『軍事を導む党建設』への批判

[B] 日向一派の二度にわたるY-RG建設からの逃亡を許さず、更に強固な
軍事組織建設を押し進めよ!

[C] 徹底、反動的に登場した和光、西田一派との思想闘争を強化せよ!

[D] 合法体制を強化するための、わが国際主義派の組織的任務

II 2. 農民を中心としたレーニン革命戦略の検討

しめに

1. レーニン農民主義理論と農業者問題

a) 日向理論の源泉=ブルジョア的農民主義理論の批判
本質について。——「IST 15号日論」の批判——

b) 中核派の農民=農民問題把握のラダカマリズム
——新日派の理論的依り根の解体の検討——

c) レーニンによる「切取地」農業組織と土地国有化

d) 土地国有化の提案と農業者連の「二つの道」

2. 1917年4月の転換と労働社会主義理論の再検討 (以下参考)

a) 日向の師=ブルジョアの4月の転換論
——批判の武器 VOL. 2 日論 吉沢論の批判——

b) コミンテルン農業綱領とロシアの経験

c) 植民地問題を媒介としたレーニン戦略の源泉 —— レーニン-日論等の再検討

III 3. 部落解放闘争の前進のために

しめに

1. 日本帝國主義と部落問題

1. 部落資本の形成と部落 2. 新全統と部落産業 3. 国家権力の階級主義攻撃について

2. 部落解放闘争の戦略的意義

1. 封建主義としての部落民 2. 前ソビエト革命の犠牲主体としての部落民 3. 部落工業と前ソビエト

3. 部落解放闘争を闘い抜き、日本帝國主義を打倒せよ。

1. 単一的な身分組織を破壊し、糾弾闘争を組織せよ。 2. 部落産業を破壊し、部落解放の道とせよ
3. 階級主義を粉砕し、階級闘争、階級行政を樹立せよ。(略)

IV 4. 部落解放闘争の前進のために

一九七三年九月一日

共産同国際主義派

前進のために

1300

われわれの分派指導部が同盟全体を認識し総括しうる位置に中央委に存在しないということによってわれわれの出発は多くの限界を抱えるものとなった。71年10月11月の斗争をめぐる直接的対立の前史ともなった6・30全共斗・全国反戦の分裂から沖共斗の形成にいたるまでの全体的な政治の進行については全く無知であったし、日向によってすら「限界を抱えた」ものとして総括される同盟の公然部門の活動についてはなおさらである。只、断片的な伝聞によるか、あるいは動員の減少による実感としてしか把握されてはいなかったのである。それゆえ前回のパンフにおいては、それらの諸点については殆んど触れられぬままに終り、このパンフにおいても克服されているとは言えないのである。したがってこの限界はわれわれの分派斗争の性格、方法そのものに大きく影響を与えないではなかった。

つまり、理論・組織をめぐる対立を指導の問題として、同盟中央指導の再編をめぐる分派斗争として組織するというよりは、集団脱盟という非原則的形態をとらざるをえなかったことと脈絡するのである。自らを同盟指導部へと形成するには、あまりの準備不足と、一方で日向（ヒナタ）により強行的に貫徹されつつあった非合法部門の容弊に対する改善の策としてわれわれの分派斗争はあったということである。それゆえ、多くの諸氏から指摘されるとうり、われわれの存在に中間的性格をあたえることもなかった。分派斗争の一定の結果としての別党ではなく、分派斗争を開始するための別党として、その性格が中間的ならざるをえなかったのである。

他方、われわれは、春の段階に至るまで、党内民主主義をスローガンとして、同盟内、多数派形成を目ざした活動を追求してきた。だがこれらの諸活動も日和見主義の壁を根本的に突き崩すことはできなかった。勿論、それは、右から左までの連合反対派としての性格によるとは言え、九回大会以来の同盟の基本路線に対する清算が、日向個人を問わず、戦旗派総体をのみ込んでいたことに無自覚であったことである。YIRGに対する理念的支持ではなく、71春・秋の闘いを通して獲得された実在のYIRGに対する恐怖が下部末端まで浸透していたことである。口を開けば「今はできない」ということによって、将来もやる気のないその日和見主義を隠そうとしたり、「おれは右だ」と公然と主張する者など、そんな奴らを相手に日向と斗争することを考えたわれわれ自身が赤面したくなるような「BUND同盟員」があまりにも多く戦旗派に結集していたということである。九回大会路線の清算はこれらの同盟員総体の意志の反映として日向によっておしすすめられてきたことに何ら疑いを入れることはできないのである。その意味では12中委において形成された新反対派―西田・和光一派、城山グループなどは日向に干された人事的不満分子の寄せ所帯以外のなにものもなく、何も知らずに引きまわされている地方活動家こそいい迷惑というものであろう。たしかにYIRGのたこ壺化、つまり71戦の最大限の貫徹のため脱盟届までも出して戦斗組織を維持することは、当初戦斗組織の側からの提起としてなされたものである。だがそのような組織は同盟全体とそれに組織され

る大衆による支持がない限りすぐにも風化してしまっているのであり、日向は、その提起を自らの日和見主義を貫徹する手段としてうけ入れ、同盟全体を日和見主義化させるハズミと化したのである。

とまれ、現在において戦旗派を解体し、新たな同盟建設の基盤をつくるという、われわれの当初の意図は貫徹されつつある。分派斗争の将来に展望を無くした新反対派のメンバーは召還を開始し、分解によって、その官僚の椅子への展望を無くした日向派の中央委、弾（高橋）は転向し、内藤（田中博）は相対的多数派に新反対派に艶目をつかいつつも拒絶されるや行末をくらましてしまった。（金でプロレタリアートの党を買うことはできないことが暴露された実例である）。論争らしい論争も組織できぬまま、ポロ櫛のような組織を抱え、日、一日とBUNDの遺産を食潰し、解体へと向かう戦旗派諸分派、とりわけ、組織を背景としたハッタリの大言壮語を文書にすることで生命を保ってきた日向がいまや完全に消沈してしまっているとき、われわれのみがこの混乱と動揺を思想的にも組織的にも止揚できる主体であることの責任を深く感じるのである。

そのためにもわれわれは、前に述べたことに規定され、多くの限界をもった前回のパンフを総括しつつも、①分派斗争の性格の中間性の克服、つまりはわれわれを別党指導部へと形成する努力を一層強化、具体化すること、②分派斗争の必然性を九回大会に遡り11中委の清算主義を暴露し、継承性を明らかにすること、例えば、KNM解体について、前回は単に活動の破産としてしか把握しないが、九回大会との関連で、社学同一共青の統合にKNMを軍建設路線との関係において総括すること、③71年、秋のB斗争に対する総括が結果解的傾向をもち、新しい路線に組織の積極的提起との関連でだされなため、清算主義的傾向を一部に生みだしたことなどが今回のパンフにおいて克服することが目ざされたのである。

只、前回のパンフにおいて「世界の共同搾取」という日向・野田のカウツキー的戦略論の克服をめざした植民地問題の提起の中における、反革命同盟と侵略の問題については十分理解がなされていないことは今回においてもなお展開されなかったことが指摘されなければならない。これは、九回大会情勢分析の総括との関連において今後の課題に据えられるべきである。

更に今回のパンフでは、前回補章において提起した戦旗派の差別に寄生的体質についての克服を理論的に前進させた。論文Ⅲ・Ⅳである。勿論そこでもなお、我々の積極的主張として、今日の階級斗争の進行に全面的に応えきれぬものとしてはない。日本帝国主義の差別・抑圧・寄生性の拡大の下での多くの戦闘に一步でも近ずければとの願いで書かれた論文であり、直接的には戦旗派の各戦線へのかかわりを批判しつつ、部分的にはわれわれの新しい経験をまとめたものである。

全体としてIは戦旗派―桑の実G―国際主義派の経験を通じて獲得された組織論領域の対象化であり同じ目的をもつ諸組織が一度ならず歩んだことのわれわれなりの総括であるⅡ・Ⅲ・Ⅳは戦略論領域での問題意識の深下、日本帝国主義足下における実践的革命主体を措定せんとした試みであるにもかかわらずそれらは実際の活動家として、ともすれば陥入りがちであった。理論問題への軽視や無関心の克服を目ざした過程の結果であり、なお筆意を尽くせなかつた点が多くあることを記して、読者諸兄の好意ある批判を期待したい。

(I)レーニン主義的非法党建設における、わが国際主義派の組織的任務

一はじめに

我々は「前回」のパンフのなかで日向組織観¹「理論戦線」七号論文をレーニン組織論の再把握という視点から批判を行ってきた。

その主要な論点は、日向組織観における、スターリン主義的合法主義的党建設への批判であった。すなわち一九〇〇年代初期、当時のロシアでは、革命的なマルクス主義政党だけでなく多種多様な大衆諸団体が非合法状態のなかにおかれていることを前提にしながら、レーニン主義的非法党が如何なる意味で必要なのかということを秘密活動²非合法活動との関連で³中央集権主義思想⁴職草党の内容と建設方法⁵工場サークル⁶細胸概念の再整理⁷規律問題などについて再把握をなしてきた。それは同時に日向一派の合法主義党建設、ルンプロの組織化⁸小ブル(ヒットラー型)組織観、組織機能主義⁹ブルジョア組織観への批判であったことはいまさらいうまでもない。

我々はこの批判的視点を踏まえながら、現代過渡期世界における軍事を組織し共産主義を組織する非法党建設の組織問題を実践的に解明しなければならぬと考える。

今や、合法主義、革マル主義、スターリン主義、そして日和見主義の道へ転落した反革命日向(ひなた)一派は、約三年間かかって「一歩前進、二歩後退」ノート、「なにをなすべきか」ノート、更に「共産主義における左翼小児病」ノートを俗流(まさに俗流的な代物である?)マルクス学者的に書きあげたわけが、皮肉にもこのノート三冊の完成は、戦旗派の組織的解体と時期を同じくして進行した。

この間、我々は反革命の道へ転落した「戦旗派」の革命的解体を主体的に日向一派との分派斗争をつうじ押し進めてきた。

同志諸君 この両者の対立は、(明確に)七一年九月と10・11月の総括をめぐって(いわば)非合法党建設と軍事の問題をめぐってたかわれてきた。これが戦旗派内党内分派斗争の出発点であり、起源であった。

しかしこの内分派斗争の出発点になんら解答を与えるところもできず、戦旗派内の12Cで右翼的に登場した人物こそ、和光一西田両君にほかならない。この和光一派(最右派)の右翼的な登場によって、戦旗派内分派斗争は、全てが政治力学的な泥仕合へと変化していつている。いいかえれば、それは党内斗争の出発点が何ら解決の方向性をみないまま、後方におしやられてしまったことを意味する。

現時点の特徴はまさにこの泥仕合にある。我々はこの泥仕合を終焉させ、新たな地平で分派斗争を組織化するだけでなく、トータルな意味からBUND主義の危機の克服を実践的にめざさなければならぬ。

今さら言うまでもなく戦旗派の分派斗争の直接的契機は「七一年九月から七二年五月までの政治過程」における「軍事を

わが建設」の敗北であった。もちろんかかる組織問題は、戦旗派の論文主義化された恒武論や、革命における戦略的諸論争との関係で正しく総括されなければならない。

戦旗派は六九年共産同九回大会の「軍事を組織する党建設」¹⁰「党の革命、そこでの正規軍建設による遊撃戦の貫徹」という思想を發展させようと模索しながら、七一年九月三里塚武装闘争、10・11月沖繩斗争、さらに〇〇斗争の破綻によって、結局、共産同九回大会で確立された正規軍建設(YIRG建設)の清算と他方、KNM¹¹新共青の組織的解体、すなわち、共産同九回大会の全面否定を行なったのである。

この事実が七二年五月の11CCの議案書によるYIRG解体線や「KNM凍結問題について」なる雑文からはつきりと確認することができる。つまり戦旗派は、組織問題においてもやはりBUND主義の清算¹²否定をこの三年間あまりの組織活動においてやってのけたのである。

同志諸君! 今、我々に問われていることは「九回大会の革命的継承か 九回大会の清算か」のどちらの道を選ぶのかということである。

同志諸君 我々の道は組織問題においても、いかなる苦難があろうとも前者の道を守りぬくことよって「軍事を組織し、共産主義を組織する 建設」を新たな地平で再度実践的に押し進めていく以外にはありえない。

戦旗派内日向一派のように、第二次BUNDには「組織論」がなかったといつて革マル的組織論を密輸入する立場は断固否定されなければならない。なぜなら、第二次BUNDの分裂は戦略的論争から戦術的レベルの論争を組織していく過程において「党規約」に基づいて組織的に止揚することができなかったからであり、あるいはまた第二次BUNDの合法的限界性により、密集した反革命政治警察と対決しつつ、軍事を組織する内容を党建設のなかに対象化しきれなかったからである。

いわば、それは第二次BUNDの合法主義的党建設、さらにスターリン主義的党内分派斗争の誤まった組織化そのものを止揚していくレーニン主義的な非合法党建設の具体的な組織的任務を明らかにすることよって解決していかなければならない。さて我々は前回のパンフの不十分性を総括しながら、ここに戦旗派の「軍事を組織する」の敗北を総括する基本的観点をまず詳明しておく。

戦旗派が主張したレーニン組織論を理論的背景にし、レーニン主義的非法党建設を行なおうとめざしてきた問題意識は、またそこに戦旗派が階級戦線に二年余り登場していた意義があったのである。しかしながらこの間の戦旗派の組織問題(例えばCC¹³PPB¹⁴統制委員会というスターリン主義的党建設、あるいは、合法主義的指導部を固定化することよって生み出された、いわゆる合法部門の指導系列と非合法部門の指導系列の分離¹⁵分権主義)をみる限り、当初の問題意識とは裏腹のいわゆる反レーニン主義的党建設¹⁶軍事を組織する党建設¹⁷があったと思う。我々はこの戦旗派の様々な組織的腐敗を暴露するだけでなく、創造的に理戦九号で定式化された日向の軍事を組織する党建設の批判を行なわれなければならない。

また現在BUND系諸派の代表的な傾向を組織的に表現して

いる「赤報」派の非合法主義―理論主義的傾向と「烽火派」の合法主義―大衆運動主義的傾向（もちろん我々は「烽火派」などあまり眼中にない。）組織的に止揚する組織方針をレーニン主義的党建設の内容として明らかにすることである。

右記の内容を鮮明化するために、

第一に共産同九回大会の革命的継承性を踏まえつつ、軍事を孕む党建設ならびに戦旗派のYIRG建設の実践的総括を行なうことである。

第二に、共産同の諸分派の一つとして存在している例えば「赤報」派などの諸君が明らかにした「革命戦争派の組織問題」などに発表された組織問題を批判的に検討することを通じ、トータルな意味から共産同が提起した軍事を組織する党建設を総括しなければならぬ。

第三に、戦後の日共四全協―五全協を前後する非合法党建設を歴史的に総括し教訓化しなければならない。すなわち党の非合法化やいわゆる中央軍事委員会―地区Y―中核自衛隊―軍事組織建設の総括を我々の価値判断によって統一的に行うことである。そのために我々は一資料として「戦後日本共産主義運動」（日刊、労働通信社編）の批判的検討を行なっていきたい。ともあれ、我々が実践的に提起した組織総括を対象化することを抜きにして、一般的な「合法」党建設云々とか、あるいは最右派和光―西田派のように、組織的総括との関連抜きに日共のミニチュア版―スターリン主義的規約一般を提起したところでなんら新しい組織建設の方針にはなりえないと我々は固く確信する。

A 合法主義―日向の『軍事を孕む党建設』への批判

④ 前回のパンフで確認された批判点。

我々はすでに前回のパンフで日向組織論の根本的誤謬を批判してきた。

我々はその批判の主要な点を思いだしてもらうために、再整理して提起しておく。

第一に彼の組織論の誤りは、「党組織」と「大衆組織」が混同していることである。

第二に彼の組織論の誤りは、レーニンによって提起された非合法活動を基軸にした党建設の思想を無視し、いわば第二次BUNDの合法主義党の限界性を固定化してしまっていることである。

第三に、彼の組織論の誤りは、黨員の機能上の差異を意識レベルの差異へと歪曲し、反レーニン主義者よろしく、党組織内部に、「職革」と「労革」という区別を行なっていることにある。

第四に彼の組織論の誤りは、一九三〇年代ドイツ共産党の敗北をヒットラー流に総括したルン、プロ組織観にある。

第五に彼の組織論の誤りは、組織問題におけるレーニンの弁証法的把握を骨抜きにした、いわばスターリン主義的な反弁証法的組織観にある。

したがって、彼の組織論は反レーニン主義的組織論である。例えば彼は理戦九号論文の58ページで次のように述べている。

「SSLはKNMと合同し、全人民的政治組織へと発展的に止揚されようとしており、党の組織構造は、BUND―SSL―大衆というそれから、一方の系列におけるBUND―KUM―AIF―大衆という関連、他方の系列におけるBUND、YIRG―KUM―AIF―大衆という連関が各々確立されようとしている」。まさに、彼が党組織と大衆組織とを混同している具体的事実である。

同志諸君 もう一度レーニンの提起を思い浮かべてもらいた

50。日向の党構造とはまさに、「BUND―KNM―AIF―大衆」ということである。（聞いていますか？聞いていますか？日向君）だから日向組織論は「労働者階級全体にあてはまり、党と階級との差異が末消させられている。かかるマルトフ流組織論を批判して、レーニンは「階級と党との混同という、組織を解体させる思想をもちこむこと」の犯罪性を指摘している。この党と階級の混同を容認する日向組織論の問題は、レーニンの意味での「工場サークル」―「細胞」概念の欠落だけでなく、「細胞」と「労働者政治組織」の関連性が正しくとらえかえされていないところにある。

日向よ 何のための「一歩前進、二歩後退」議論だったのか 君こそ、大衆の組織を「革命家の組織と混同して、この両者のあいだの境界を抹消するのは ばかげた有害なことである」というレーニンの言葉を真剣に総括しなければならぬ。

日向は自己の組織論で職業革命家―中央委、労働者革命家―地区党という誤った把握をしている。我々は前回のパンフで明らかにしたように、党組織の構成員はすべて職業革命家―BUND同盟員である。ただその場合中央委―地方委―地区委―細胞という党組織の基本構造のなかで、仕事の領域と内容の区別があるだけであり、いわばそれは各黨員間の分業体制―責任制があるということである。「職革」、「労革」をふりわけると日向の考え方は、レーニン「何なす」の誤ったとらえかたからきている。確かにレーニンは「何なす」のなかで、インテリ出身の革命家と労働者出身の労働者革命家を比較して、インテリ出身の革命家より労働者出身の革命家のほうが真の革命家になることがむずかしいことを指摘していると同時に、そうであるがゆえに労働者階級出身の革命家をよりいっそう政治教育することの必要性をといっている。又、一九〇二年の「工場サークル」についての手紙でも労働者革命家という表現をしているが、これも職場という活動領域において、職業革命家によって構成されている細胞が、ただ労働者から構成されているにしかすぎず、何もレーニンが黨員を職革と労革に意識レベルの差異で区別したのではないということである。

日向一派の諸君 諸君の誤りは、マルクスレーニン組織論の「共産主義者は出身階層を問わないという」命題をただ観念の世界で理解しているだけで、実際はその思想を解体させているのである。

次に彼の組織論の誤りは、先にも述べたようにレーニン組織論が実践的に提起された当時のロシアの非合法的状态を無視し

て、現在の合法主義党を固定化していることである。

すでにこれらの諸点も前回のパンフで明らかにしたので同志達の十分なる検と批判をまたなければならぬと考えている。

さて我々は次に日向式「軍事を、む党建設」への批判を以上の視点に踏まえながら、行ってきた。

⑥日向式「軍事を孕む党建設」への批判。

日向式「軍事を、む党建設」注1は理戦九号論文⁵8ページに示されている。

この軍事を、む党建設はいろいろな意味で誤っているが、ここではその主要な点への批判として整理していききたい。

公然、公然活動が系統的・統一的に組織されなくなるのである。問題はまさに指導の統一でありそのためにこそ我々は辛抱強く、非合法に組織された中央委員会のもとに秘密技術委員会の建設を過度的に訴えてきたのである。

同志諸君！ここでの我々の主張は、戦旗派内斗争の出発点ならびに中心的な論争点を若干述べているにしかすぎない。我々がこの合法的組織と非合法的軍事組織との統一的指導を実現できる「軍事を組織する党」の構造を明らかにするためには、なにもまして現在斗われているBUND内分派斗争に目をむけなければならぬ。すなわちそれは関地区派の分烈過程における「赤報派」と「烽火派」の分派斗争に対する我々の考えを明らかにしなければならぬ。さらにいえばそれは戦旗派のCC組織路線に対する我が国際主義派の批判でもなければならぬはずだ。七二年五月、当時の戦旗派はかかる政治指導系列と軍事指導系列の指導上における分離を総括して次のような諸点を明らかにした。図2注2で示されるように合法部門と非合法部門のたてのこれまでの系列をなくし、BUND同盟員の非合法化を提起した。

この図の誤りは政治指導系列と軍事指導系列がわけられてしまっていることである。「一方の系列におけるBUND、KNM、MIAFI、大衆という連関、地方の系列におけるBUND、YBIRG、KNM、MIAFI、大衆として各々確立されようとしている。問題は両者、すなわち政治指導の系列と軍事指導の系列を統一する組織構造の確立である」(P.5 理戦九号)と日向は述べている。ではなぜこの組織図は誤っているのだろうか。確かに日向のいう「政治指導と軍事指導の系列を統一する組織構造を確立」させる問題意識は全く正しいにもかかわらず地区党が工場、大学を指導する系列とRGが経営、工場、大学を指導する系列に分離され、結局のところ経営、工場、大学などの党細胞(そうだ！細胞でありKNM、MIAFIではない)は地区党(表)とRG(裏)の存在によって統一的な政治軍事組織指導が行えなくなるのである。まさにそれが中央集権主義を語る分権主義思想＝マルトフ式考え方である。従って戦旗の第三次BUND建設は7年9月以降のYIRG建設過程で文字通り合法中央指導部、(中央委)地区党、KNM、MIAFIの合法組織とYIRGの非合法軍事組織の分離を生み出す結果になったのである。ここに我が国際主義派と反革命日向一派との基本的対立が生み出されざるをえない原因があったのではないだろうか。

かかる基本的な提起にもかかわらず実際には、三年先にならなければBUND同盟員の非合法化は達成できない、といって合法主義者にふさわしく自己の総括に恐怖しているのである。(和光、西田君！聞かしていただけますか！)

確かに我々はこの総括をそのまま受け入れようとは考えていない。

同志諸君！なぜこのような反レーニン主義的思想が生み出されたのだろうか。一般に日向がレーニンの中央集権化思想、例えば「一同志に与える手紙」などを全然理解していないということだけではない。否、それどころか我々はその原因を次のように指摘しないわけにはいられない。第一の原因は党組織の最高指導部としてある中央委員会総体の実践の合法主義(注2日向君だけを指しているのではない。今や動揺分子として最右翼から登場した和光・西田君をも指しているのである。)(第二の原因は軍事を孕む党構造自身の問題である。つまりこの党組織論においては(マルトフ式階級と党を混同した組織論だ)無意識のうちに合法主義者の集りと非合法的存在＝YIRGが分離されるだけでなく、非合法活動＝秘密活動を基軸にした非

問題は日向一派あるいは「烽火派」などのような合法主義的党建設でもなく、「赤報派」などに示される非合法主義＝召還主義的党建設(もちろん我々も赤報の諸君が提起している非合法党建設からは数多くの問題を学んでいることを否定しようとは思わない。)(いわば軍事を組織する党建設の実践的解明である。問題を正しく提起すれば前衛党としての第二次BUNDの合法主義的限界性を克服しつつ、いわばBUND同盟員の非合法活動を軸としてあくまで先進的な大衆組織と党の結合を深め合法部門のさらなる組織拡大がなされるような非合法組織体制が明らかにされなければならないのである。

いいかえれば、現在の階級諸関係の緊迫した情勢の中にあつては非合法活動を自己目的化し、合法的活動を軽視する傾向を断固克服しなければならぬ。

同志諸君！そのために我々は第一に党の基本的な組織構造の解明と第二に非合法党体制の確立にむけた組織的措置を明らかにしていききたい。

さて先述した日向式「軍事を孕む党建設」において党組織内部の上級機関と下級機関が全然正しく位置づけられていない。

ただ彼が理論戦線九号で言っていることは「党の最高決定機関は党大会である。(引用者、この党大会は実質的に開催されていなかった。なぜならそれはCC||PB||統制委員会というスターリン主義的党建設から十分理解できる。)この党大会のもとに中央委員会が設置される。」(理論P 8-9号)ということだけである。我々は党組織内部における上級機関と下級機関の関係を次のように提起する。

全国党大会	中央委員会
地方党会議	地方委員会
県党会議	県委員会
地区党会議	地区委員会
細胞会議	細胞委員会

党の上級、下級機関のおおのの関係は以上の通りである。従って党の実質的基本組織は各々の委員会である。いまさらいうまでもなく、党大会は党の最高決定機関であり、大会から次の大会まで実際的には中央委員会が党組織の最高指導部である。また党大会は下級委員会を通じて中央委員会が召集する。これらのことはすでに自明のことである。また各々の党会議を開催することが困難な場合には党評議会||代表者会議を開催してこれにかえなければならぬ。等々である。これらの現約問題は詳しく後に整理して提起したい。同志諸君!日向組織論において前記の諸点は全然明らかにされていないばかりか、彼が言っていることは党大会||中央委員会||地区党これがすべてである。我々は党の組織構造を次のように提起したいと思う。レーニンも「一歩前進、二歩後退」の中で「党は組織の総括でなければならぬ」と提起するとき、第一に「党は階級の先進的部隊としてできるだけよく組織されたものでなければならぬ」、第二に「党はせめて最小限度にでも組織に服する分子だけを加えさせなければならぬ」と述べている。つまり、党組織は党の組織活動に積極的に参加する人々によって構成され、現在のにはBUND同盟員によって構成される。だから「KNN」とか「AIF」とかいう組織に結集している人々全体を考えるのは誤まっていると思う。この点を確認した上で、図3の説明にしよう。

①党の基本組織は各々の委員会である。また党の基礎組織は工場、学園、職場、居住地を問わず生産点、地域内で組織された細胞である。

②各委員会は「中央委員会||地方委員会||県委員会||地区委員会||細胞委員会をさす。この場合、レーニンの意味における「訓練された中核集団」あるいは「中間組織」にあるものが「地方委||県委||地区委」であり、党建設の一定の発展段階において各々の委員会へ分化していかなければならない。

③中央委員会は次の諸機関をもつ。すなわち、中央委員会は党の代表機関||中央指導部をもつだけでなく、政治局、軍事局、編集局、書記局などの非合法的存在の組織をもつ。また中央委員会の日常的活動を保障するため非合法にもうけられた「常任幹部会」を作り、常任幹部会議長||党の最高責任者と各局の代表責任者によって構成されなければならない。かかる常任幹部会がいまだ十分建設されていない場合には、過度的なものとして、党の最高指導者と複数名(中央軍事委員会のこと)をさして

いる。)のY担によって「秘密技術委員会」を建設し、「Y活動を更に強化」しなければならない。

また中央委員会は党中央の専門部として、例えば労対部、学対部、婦人部、農民部、統一戦線部、文化部、教宣部、弾圧対策部などの専門部をきざりよう努力しなければならない。

④九回大会で確認された「政治」と「軍事」の分業固定化論(「共産主義1号」P 2注3)は結局、党中央に中央委員会と中央軍事委員会の存在を組織形態論的にいえば分離した形態でみとめることになり、いわば政治指導系列と軍事指導系列の組織的分離を生み出すだけでなく反レーニン主義的組織関係||中央集権主義に反する分権主義へ転落したことを自己批判的に総括して、我々は次のように提起する。

すなわち、中央委員会の下に「常任幹部会」を完全非合法に設置し、各局の責任者によって、いわば幹部会の運営が行なわれるだけでなく、この組織内部で政治局委員と軍事局委員の分業||責任体制をきざらなければならない。したがって幹部会を構成するメンバーは各局の責任者であり、全て、中央委員である。我々はこの幹部会が十分建設されていない場合、その準備形態として、秘密技術委員会の建設を訴える。「赤報派」の諸君達のように「中央委員会政治局||中央軍事委」と固定化してとらえることは誤っている。

Y活動を強化しながら非合法に建設された「常任幹部会」は当面する「革命戦争」を政治||軍事指導するため自己の特殊な任務として、党直轄の「特殊な革命軍」をきざらなければならない。この党直轄の軍はまさにRGのことにほかならず、当面そのRGは組織内に、例えば「軍事技術研究部門」「軍事工作部門」「軍事研究部門」などの組織化を実現しなければならない。もちろん「軍事技術研究部門」としてもこれまでのような武器技術の開発のみをさすのではなく、「革命戦争」という視点からその内的発展の論理などを科学的に基礎づける部門として建設されなければならない。

こうしてここでも日向一派の誤りは次のように整理される。

①中央委員会政治局||PBの合法主義化が第一の誤りであり、きわめて根本的な実践的誤謬である。

②政事と軍事との分業||責任関係を組織形態的分離にまで高め上げたことが第二の誤りである。すなわちそれは工場、大学、経営の指導が地区党からの指導とRGからの指導として分離されている。さらにいえば実践的には党組織全体におけるPB||地区党||AIFの系列とYB||RG||AIFの系列との組織的分離が生み出されたことが批判されなければならない。

③中央委員会||中央政治局(PB)はYB、SBを内的にさせることによって、各機関、各専門部を政治局の下にきざりよう明らかにしえなかつた点が第三の誤りである。

④以上の原則的提起から党中央機関の基本構造は明らかにされたと思う。そこで我々は読者諸君の混乱をさけるために党組織体制に対する中央機関からの指導体制を明らかにしておく。図3では中央機関の中に秘密技術委員会の発展形態として常任幹部会と中央指導部という二つの名称が使われているが、党中央は政治組織指導においてひとつに統一されていることはいくらでもない。ではどのように統一されているのだろうか。

この赤報派の主張として提起されている中央委員会政治局の軍事委員会への組織改革は、いわゆる分権主義を止揚する過度の方針にはなっても全体から見れば召還主義的非法党建設ではない。なぜなら彼らの組織方針では今問われている敵の反革命弾圧に政治警察のファッショ的弾圧から党組織を防御しながら党が非法的体制を整えつつ非公然、公然の両側面を通じて大衆の非法軍事斗争に革命戦争の公然たる展開を強めることにはならないからである。まさに赤報派のこの組織方針が固定化されるならば軍事戦闘の自己目的化以外のなにものでもない。赤報派の兄弟たち 第二次BUNDの合法主義党の限界性を組織的に克服するためには党の最高責任者、中央軍事委員会からなる当時のY担の複数名によって非合法的中央ビューローを建設する目的をもってレーニンの意味から 秘密技術委員会を過渡的に組織することこそ今日の共産主義者の組織的課題に他ならない。

赤報派の兄弟たち！君達の主張では、赤軍派が提起した党軍の思想の二番せんじの域を出ないのではないだろうか。問題は①政治警察に反革命軍隊から党の組織を非合法体制によって防御することと同時に②革命戦争派として軍事戦闘を公然に組織することによって革命的に階級戦線の前に登場することを統一して組織的に準備することである。我々はBUNDの危機を克服するためにBUNDの革命的潮流を建設していかなければならぬと考えている。その意味から我々はすでに蜂起派の諸君との連帯を実現し今後赤報派の諸君達との連帯も実践的に追求していこうと考えている。もちろんそれは革命的潮流の建設であって党建設ではない。

さて戦旗派内日向一派がCCで提起したBUND同盟員の非合法化をなぜ組織的に実践しえなかったのだろうか。この理由は簡単である。合法主義マル主義の組織体質がそうさせたのである。それはちょうど「アツモノ」に「りてナマスを吹く」保守主義以外の何物でもなくYIRGの実践の結果に恐怖したのが最大の理由である。

国際主義派の同志諸君！日向一派のようにすべての問題を「政治的判断」なる腹芸で処理してはならない。我が国際主義派と日向一派の政治的対立が何によってもたらされたのかを綿密に分析しなければならぬ。更に、実質何の興味もない動分子和光と西田一派と日向一派の泥仕合を終焉させ、まさに「我々の党内斗争の出発点、その起源、その諸原因、その基本的政治性格」の研究を通じて原則的解決をめざさなければならぬ。そのためにこそ西田和光一派の反動性をも容赦なく暴露し思想斗争を強化しなければならぬ。

B日向一派の二度にわたるYIRG建設からの逃亡を許さず更に強固な軍事組織建設を押し進めよ

すでに我々は現在の戦旗派内党内分派斗争が、直接的には軍事問題をめぐって斗われてきたことを明らかにしてきた。同盟九回大会で明らかにされた正規軍建設は当初「地区軍団か党

この疑問にこたえて我々は次のように提起する。すなわち、日常の政治組織指導の実質的中心指導部は非合法に組織された「常任幹部会」である。その意味から公然部門である中央指導部は党中央機関の対外的代表機関のような役割と更に「常任幹部会」中央委員会政治局の指導の下で公然部門の指導の強化と大衆組織との実質的結合を強めることでなければならぬ。

この非合法的組織体制の確立によってはじめて政治警察の反革命的弾圧から組織を革命的に防外することができるし、しなければならぬ。

同志諸君！従って党組織は非合法活動を基軸にして非公然活動と公然活動を統一的に指導するだけでなく「あらゆる半合法組織とできるだけの合法組織とを利用すること 大衆との緊密な結びつき を保つこと、社会民主主義党が大衆のあらゆる要望に応えられる活動の方向を定めることでなければならぬ。」(レーニン「大道へ」)くり返すが非合法的に存在する常任幹部会こそ日常の政治組織活動における全党唯一の指導機関である。

赤報派の諸君！ 確かに諸君が提起している「RG」として 党中央 が実質的に政治局なのか中央軍事委員会なのかといった問題は切実な意味をもって「点」は我々も認める。だが、そこから次の結論はでてこない。すなわち「そのためには結局のところ政治局と軍事委員会が基本的に分離している党の組織的性格そのものを政治局と軍事委員会に組織しなければならぬ」(革命戦争派の組織問題「P3」ということではない。

直轄の正規軍かという「論争をめぐりながらも、断固としてY I R G建設を推進してきた。しかし、合法的日和見主義向日向一派はともあろうにこのY I R G建設から三度も逃亡してゐる。一度目は6年11月斗争から戦線逃亡であり、二度目は7年10月〇〇〇〇斗争における権力の洞喝への屈服である。三度目は、いわゆる7年5月1 C C議案書を提出する前後である。そして日向一派は1 C C以降、B U N D主義の魂をすて、文字通りY I R G建設の清算〓九回大会の否定を行ってきたし、現在をお行っている。我が国際主義派はこの度しがたい組織日和見主義者と徹底的な分派斗争を組織し、必ず新たな地平でY I R G建設に着手していきたい。

戦旗派のY I R G建設の前提的誤謬は基本的に次の諸点にある。第一に合法的日和見主義者にふさわしく自己の右翼的体質をかくすためにのみY I R G建設をこの二年間行なってきたことである。換言するならば党中央(合法的指導部)の左翼的補充物として、他派との政治的關係で優位性を保つたためにのみなされたのである。第二にY I R G建設をすでに建設されたロシア革命の赤衛軍に類似させながら、いわば党組織の外でY I R G建設を行つたことである。(その意味で「軍事を孕む党」である。たしかに、情況、叛旗の軍事反対派に対する軍事思想の重要性の対置という点では歴史的意義を獲得していたことは否定しないが、これは誤まつている。)第三に戦旗派にあってはY I R Gをブルジョア私兵と同様な「成斗をほとんど唯一の活動とする軍隊」として位置づける前提的誤りをおかしていた。今充分な資料がないにもかかわらず、当時のY I R G建設の具体的事実をできる範囲内で明らかにしておく。7年4、8を前後して、党内斗争用のY I R Gを総括しながら7年9月以降恆斗斗争論で明らかにされた内容を物質化するためにY I R G建設が再度提起された。この路線を物質化するためのY I R Gの活動はほぼ次のようなものであった。

- すなわち、①武器の開発、武器の保存 ②正戦を実現するための調査活動 ③正戦を実践するための軍事論の理論的研究 ④①②③を保障するための財政の確保〓組織労働の貫徹。これが一貫してである。

我々はこのことから何を総括して新たなY I R G建設を行なっていくかなければならぬのだろうか？

第一に我々が総括しなければならない点はY I R G建設における組織論的位置づけである。すなわちそれは前節のところでも明らかにしたように政治軍事指導系列が組織的に分離しないように党中央の非合法化を実現し中央委員会のもとに常任幹部会を建設し、Yを組織的に強化することである。そのための具体的措置として過渡的に「秘密技術委員会を準備することである。戦旗派のように党組織の外でY I R G建設をなすのではなく、明確に党組織の中核に存在する各々の委員会のもとにY組織することである。更に問題を掘り下げてみるならばこれだけでは不充分である。現在の階級諸關係を十分考察するならば未だ地区ソビエトも地区軍団も建設されていない以上、地区ソビエトの上に正規軍〓R Gを接木してもそれは単なる空想でしかない。現時点で我々の組織的任務は非合法に組織された軍事局のもとに党直轄の軍事組織〓R Gを建設すること、他方党の

基礎組織(細胞)に正規軍的質をもったゲリラ組織〓遊撃隊を建設することである。従つて我々が今後建設しなければならぬ軍事組織は党直轄の軍隊として組織される部隊でありR Gである。他方党の基礎組織としての細胞につくられる遊撃隊は各々の生産点内で基本的な活動がなされればそれは党の武装蜂起にむけた戦略的部隊として系統的に組織されなければならない。後者の遊撃隊は日共の中核自衛隊の総括から提起しているものであり、これまでのY I R G建設とは質を異ならせるものである。党組織におけるこの二つの軍事組織は現在の党が組織する革命軍である。この両者の間には次のような相違がある。

党中央直轄の軍事組織としてあるR Gは、中央委員会軍事局のもとで高度な政治訓練と軍事能力をもち、全国の武装斗争を指導する部隊であり、日常活動におけるB U N D同盟員の独自活動(機関紙活動、財政活動一般ではない軍事活動のこと)を系統的に指導することである。それに対して地区の戦略的細胞で建設される軍事組織〓遊撃隊(赤報の場合U Gとして明らかにされている)の任務は、地区と生産点を中心として日常的な活動を行ない、地区ソビエトの建設と共青の具体的指導を行ないつつ生産点内で政治斗争を革命的に指導するだけでなく、軍事指導を目的意識的に追求しなければならない。このような我々の総括視点の確立によつて始めて戦旗派内で押し進められたY I R G建設の思想を九回大会の革命的継承性として発展させることができるのである。と同時に日共の四全協〓五全協の軍事組織建設としてあつた中央軍事委員会〓地区Y I中核自衛隊の総括を實踐的に対象化できるのである。従つて今後我々が組織しようとしている軍事組織はブルジョア軍隊との關係でいえば文字通りその軍隊を解体させる思想性と組織性をもつた「政治軍隊」として組織されることはいうまでもない。

トロッキーは「ゲリラ戦と正規軍」のなかで「ゲリラ戦とは急速で軽快な機動、不意の待伏せといった戦闘方法をさすすれば、戦闘員や指揮官の幼稚と未熟を特徴とする反逆者の集団が真のゲリラ戦にもつとも不適当であることは明白である。ゲリラ部隊は一般兵士の高度な軍事教育はいうまでもなく、分隊長、団長まで指揮官の側のきわめて高度な能力を必要とする。当時我々に欠けていたものはまさにこれであつた」といつている。やはり現在の我々に問われていたことも同質なものであつたと思う。

ロシア革命で一七年以降建設された「赤軍」をアナロジースることではなく、七〇年代階級斗争が要求している質ならびに階級情勢の正しい分析のもとで、現在必要とされている「軍事組織」を建設することである。

同志諸君！もし諸君がこの問題を真剣に考えようとするならば、正面を至上命令とした、(もちろんこの正面すら日向の質ではやりきれないのであるが)部隊建設ではなくまさに政治的思想性と信念に基礎をおいた軍事組織建設でなければならぬ。

ところで日本共産党は五全協で明確に中央軍事委員会〓地区Y I中核自衛隊という軍事組織方針を明らかにしている。そこで我々は重要点について当時の活動が形態、方法において紹介されている戦後日本共産主義運動(月刊労働通信社)から引用しながら、批判的に検討していくことにしよう。

「そこで、これらの文書によって、軍事組織の概要を見ると、まず問題になるのは党の「政策方針を軍事に実現するため」の役割をもつ軍事委員会である。軍事委員会は五全協の軍事方針では、「軍事委員会の任務は国民を武装するための研究と準備を具体的に進め、軍事組織をつくり、これを指導し、発展させてゆくこと、敵の武装を内部から弱め、敵の部隊をわれわれの味方に引き入れる工作を組織し、指導することである。」とその任務を明らかにし、現在の軍事組織である中核自衛隊に対しては、指導と統制の責任を持ち、抵抗自衛組織に対しては、指導を行なうものではなく、ただそれに積極的に協力するということに過ぎない。そして党の組織との関連については軍事委員会は特殊な部署であり、組織活動の一つ一つの専門部ではないとし、軍事委員会は例えば機関紙活動、財政活動のごとくどの細胞でも一般化することではないとあって党各級ビューローに設置され、ビューローに從属し、その指導下におかれるものであり、必要なところでは細胞にも設置されるものであるとされたが、二十七年上半期における軍事組織の偏問が指摘されてから政治方針に從属すべきことが強調され、軍事ノート第十号においては、従来の特殊な設置から変更されて、軍事委員会はYの構成要素となる」と規定され、二十八年三月十五日付通達 Y組織活動を強化せよには、党の各級ビューローの一部であって、国民の武装組織を創設し、指導する政治的組織の任務をもっている」と端的に表現している。軍事委員会はその任務を遂行するために、Y I (対保安隊工作指導部) Y 2 (対警察工作指導部) Y 3 (対註留軍工作指導部) 等の特殊部門を持ち、更に技術研究部、操典研究、軍事研究を行う特殊工作部を設けたと推定される。」(P. 290 ~ P. 291)

我々が注目しなければならないことは、第一に軍事委員会は「特殊な部署」であり専門部ではないと組織的位置付けを行ないながらも、それ以降軍事委員会は「特殊な部署」であることが変更され、「党の各級Y委員会は党の各級ビューローの一部である」とかわってきたことである。この組織的位置づけの変更が何によって導きだされたのか、必ずしもこの資料では十分説明されていないが「軍事」のひとりあるきを克服する方針として提起されたことは確認しなければならない。現在の我々が克服しなければならない問題は、「RG」として党中央は中央軍事委員会か中央委員会(政治局)か」という点にある。我々は、基本的に党組織論的位置付けから見て中央軍事委員会が党中央内に二つの「委員会」として存在すること自身が誤まっていると考える。またこの二つの「委員会」を認めることこそ、他でもなく党組織内部に組織的に分離した分業関係(もちろん分業一般があやまりではなく組織的な分離の形態をとった分業があやまりだといっているのである)を作り出し、従って二つの指導部が存在するという「分権主義」にのめりこむことを意味する。まさにレーニンが、「一同志に与える手紙」で述べた中央集権主義思想の現在の把握―復権が問われているのである。

我々は今日なお日共の四全協から五全協にかけて組織的苦闘をより積極的に総括しなければならないように思える。確かに、当時の日共は革命の性格規定、革命主体の戦略的分

折、任務において数多くの誤まりをおかしたにもかかわらず、現在なおそれにあまりある実践的教訓を我々に提起している。そこで我々は日共の四全協における軍事組織建設の問題にふれてみよう。

日共の軍事組織建設の問題で、特に注目される点は①中央軍事委員会―地区Y―中核自衛隊から②へと発展していったことである。すなわち「遊撃隊は中核自衛隊と同様純然たる軍事組織であるが、中自隊が生産点と生活点に根拠をおき、原則としてその行動範囲が限られているのに対して、遊撃隊は「更に高い軍事力と行動力、即ち機動性をもち行動半径が広い」のが特徴であり、「将来は完全に武装した正規の遊撃隊として公然と活動するもの」であると端的に表現されている。

この点から、我々が学ばなければならないことは、第一に生産点、生活点を基盤として組織された中核自衛隊によって軍事組織の再生産と後方の拠点を確保し、そこから「将来完全に武装した正規の遊撃隊を系統的に組織しようとした」とである。したがって我々の建軍路線は先述したとおり、これまでのY I RG路線だけでは不十分で、Y I RG (党中央直轄の軍隊)―自衛武装遊撃隊(中自隊にかわるもの、現在のUGにかわるもの)の建設を「軍事を組織する党」建設として対象化しなければならぬ。

当時我々がとわれていた「RG」の組織的解体の危機を「自衛武装遊撃隊」の建設によって、克服していく必要がある。まさにそれは軍事組織の再生産と後方の拠点を確保の必要性からである。

九回大会で確立された「軍事を組織する党建設」―「党の革命」は明らかにY I RG建設を実践的に提起している。初期の頃、それは、党直轄の軍隊か「地区軍団」とかという論争を生み出したように思える。しかしこの二者択一の論争は何の意味もなさない我々は考える。なぜなら我々にとって必要なのはその両者の組織的建設が必要だからである。

例えば、我々は戦旗派のようにロシアの「赤軍」をアナロジーとして正規軍建設(RG)を行なうことは誤りだと考える。問題は将来正規軍に発展する「正規軍的資質を持った遊撃隊」を武装斗争の各々の発展段階で正しく位置づけることである。

同志諸君!これまでのようにRGが大眾との結合を深められないように組織されてはならず、党の戦略的拠点―武装斗争の拠点に戦略的細胞―自衛武装遊撃隊建設を実現することによって独自にRGの組織化が強化されなければならない。ただその場合、すべての党細胞において「正規軍的資質をもった遊撃隊」を組織し持続させることが困難なときは次の生産点で主要に組織されなければならない。

いわばそれは九回大会で確認された問題意識の継承性である。九回大会 補足、「⑦武装斗争の戦略拠点。1. 帝国主義的全社会再編によって解体される諸階層、その拠点を戦略化する」等々の提起がなされている。

レーニンは革命の実践において、常に党の戦略部隊の建設―武装蜂起の戦略拠点の建設を明らかにしつつ、いわゆる革命の戦略主体の鮮明化を行ってきた。このレーニンの教えに学ぶ

我々は現代革命における戦略主体に戦略論争を組織し、獲得しなければならぬ。そのために我々が再提起した点は、レーニンの「ロシア資本主義の発達」―「二つの戦術」―1905年、1908年における社会民主党の農業綱領」「遠方からの手紙」「帝国主義論」―「四月テーゼ」の転換における問題を正しく二階段戦略の止揚と労働同盟の今日的な継承として押え返すだけでなく、いわば現代革命（帝国主義段階において）において民族―植民地、農業、農民問題を戦略的選として把握する必要性を積極的に述べてきた。

そして我々がかかる把握によって70年代の日本における農民、漁民、国鉄などの労働者がなぜ革命的に存在するのか、又彼らの革命的エネルギーは如何につくり出されるのかを実践的に明らかにしようとしてきた。それは個別資本による合理化一般ではなく、全社会的再編に総資本の攻撃としての合理化であるがゆえに、それは資本の蓄積の高度化に全産業部門の再編として、労働者から見れば、熟練労働者から不熟練労働者への転落に生活苦を意味していた。

この70年代の日帝の基調的動向を正しく分析し、労働者、農民の戦略的拠点を設定し、党の戦略的細胞建設を押し進めるだけでなく、その戦略拠点こそ、まさに、軍事組織を強固に組織することが可能な基盤だと我々は確信をもって提起する。

この実践的視点に媒介された分折とその拠点に新らたな軍事組織を建設することこそ、現在の共産主義者に問われている課題にほかならない。そのこと抜きには、「武装蜂起」の戦略的準備はなしえないと我々は確信する。

C 補足 反動的に登場した和光、西田一派 との思想斗争を強化せよ！

73年6月の戦旗派1CCにおいて自己の過去をなんら総括することなく、和光、西田一派が右翼的動揺をくり返しながら登場したことはすべての同志が知るところである。我が国際主義派と日向派との間で斗われている分派斗争に乗じて登場した和光、西田一派は反動的にも71年9月から10月、11月にかけての敗北を総括することなくただただ自己の政治的延命のためにのみ登場しているのが事実である。彼らは9回大会1CCの継承を提起している。これは全く誤っている。なぜなら9回大会では軍事を組織する党建設としてYIRG建設が提起されている。しかし、戦旗派の1CCはYIRGの清算から出発している。つまりこの両者が全く正反対の主張であることはいうまでもない。ここに和光、西田の詭弁があるのである。否、それだけではない。そもそも戦旗派は一向過渡期世界論（7回大会）の否定、更に9回大会の否定（危機論型戦略の否定か!!）を行なってきた。すなわち戦旗派はレーニン帝国主義論で確立された内容をカウッキ―流に否定することによって日米共同反革命路線を定式化したのである。

和光、西田君、いったい君達は9回大会の何をどういう意味で継承しようとしているのかね。

もし君達が日向一派と対決しようとして真に望むなら、必ず9回

大会を継承する立場にたつだけでなく、九回大会で確認されたYIRG路線を守り抜かなければならなくなるだろう。ただそれをやり抜くBUNDだましましと思想性を君達は持ち合わせていないだけである。

この和光―西田一派の腐敗ぶりはそれにつきるものではない。現在彼等が押しすすめている「戦旗派改革のための分派斗争」の基準とは、政治的力関係と組織政策一般への批判というものであり、いわば日向一派と和光―西田一派の地方動員によるシンソーゲームにほかならない。したがって、彼らの下部活動家がなんで日向一派と分派斗争を行なっているのかわからなくなるのである。

彼らの主張は71年以降の政治―組織総括を回避して、日向革命論をあてもない、こうでもないといこねまわし、いきついた先が、路線と論の区別、「戦略と戦術」と「計画としての戦術」の整理、革命勢力構築（論）という代物である。

和光―西田一派の諸君！例えば、革命勢力構築といっていることが誤っているのではない。問題はこの二年間、君達がいう革命勢力構築を戦旗派は追求してきたにもかかわらず、蜂起プロ独潮流も全く形成できず更に武装勢力として武装斗争に当時の戦旗派が参加すらできなくなったことである。

なぜこのように革命勢力を形成できなかったか？この点を諸君達は真剣に総括しなければならない。等々……

C 非合法体制を強化するための、我が 国際主義派の組織的任務。

すでに、我々はA Bの各章で非合法党建設の問題を提起してきた。ここではこの非合法党建設をより強化するために、①統制委員会とその役割②党内教 活動③党員の独自活動としての軍事活動④党の機関誌、財政活動などについて明らかにする。さて我々は読者諸君の前に、我々の実践的問題意識を鮮明化することから始めていきたいと思います。

戦旗派が第二次BUNDの七花八裂する過程で提起したことは一体何であったか？それは第二次BUNDのように二度と党が分裂しないような「ボルシェヴィキ党」を建設することであった。

第二次BUNDから戦旗派へ結集した活動家なら当然すぎるほど全く正しい問題意識であった。

当時の戦旗派が提起したことは、党をイデオロギー的に一致に統一させることによって党の分裂を止揚することであった。つまり「イデオロギー的単一党」の提起にほかならなかった。しかし、戦旗派は「イデオロギー的単一党」を強調するあまり、党内にある意見の対立（中央、例えば中央委への批判）を認めず、中央に反対する者たちに対しては結局スターリン主義的統制委員会をデッチあげ、空洞化した規律一般をスターリン的に強制したのである。つまり戦旗派は第三次BUND建設の出発点から誤っていたのである。

同志諸君！前衛党の分裂をふせぐために必要なことは「単一のイデオロギー党」を提起することでも、CC||PB||統制

委員会をデッチあげることでもない。そうではなく、階級斗争が爆発に闘われるほど、戦略、戦術を問わず、まず党内に意見の対立がうきぼりになるのだから、その対立点に党内論争の出発点ができるだけ綿密に研究し分析し、各党員が各々の委員会を通じ、様々な諸論争を組織的に止揚する方法とルール（規約）を確立し、その範囲内で解決することを学ばなければならぬのである。

だから和光一西田一派のように「第二次BUNDは戦術をめぐって分裂したのだから、今後の分裂の一基準は戦略的対立にさだめなければならぬ」といって、この発言はまさに組織日和見主義者の寝ごとでしかない。

レーニンは「政治的なものは組織的なものときつてもきりはなせない」とだてて、いつたわけではない。政治問題が組織的に解決されない場合は、党の危機が発生することを逆説的に提起したのである。

さて次の問題意識である。

戦旗派は全ての問題を政治利用主義的にとらえ、処理し解決しようとする。これは全く誤っているばかりか反動的ですらある。

例えば、今回のわが国際主義派と日向一派の対立が何か個人的レベルの問題であるかのように、反革命的なデマ宣伝を行ない、両者の対立の根底にある組織問題、政治問題、思想問題の次元まで総括し批判を深めず、政治技術的に問題を党中央は処理しようとした。

この戦旗派の立場こそ、我々は断固批判しなければならぬ。レーニンの言葉をヒットラー流に百回語るよりも、レーニンの歴史的分析を通じた、彼の思考し分析方法を対象化することこそ、我々に必要なのである。

次に各党員に対する党内教育の問題を考えてみよう。

戦旗派がこの二年間余りの組織活動で行なってきたことは、「こんどの集会で君は何名あつめよ！」「これが今度の方針だ！」「と誤って誤っているようがいまいがおかまいなしに、押しつけ、萬一それを失敗したら、その失敗の原因を個人のイタラナサとして批判する、組織（運営）技術主義であった。

同志諸君！かかる誤りを犯さないためには少なくとも、一人一人の党員が主体的に責任をもって組織活動を行うだけでなく、国際国内情勢について、あるいはさまざまな政治指導において、自分の頭で十分考え、指導部の方針が誤っていたら、組織的に提起し、又正しく解決する能力を培わなければならない。この党員の教を徹底すること抜きにしては、党のカードルを強化し拡大できないと我々は確信する。そして現在、我々はこの党内教の問題を実践的に、系統的にとりこんでいる。

イ統制委員会とその役割について。

この間、スターリン主義党建設を日向私党建設として押し進めてきた日向一派は統制委員会をデッチあげ、日向に反対する部分すべてを除名ないし転向させるといふスターリン主義的反革命行為（そうだ！反革命行為！）を行なってきた。この反革命行為は同志Iに対してだけでなく、当時（70年0、1、2）関東地区派の同志が関西から上京し、千葉へ行き、明大和泉に遅れて来たこと等をもって、それらの部分全てを除名処分した。これ

は全く誤っている。

なぜなら除名処分とは①スパイ活動、それに等しい行為②共産主義者にふさわしくない行為（例えば強盗とか強姦とかいうそれ）③党破壊活動、それに等しい行為を行なったときなされるものであり、当時の関西派の行動に問題があったとはいえず、それが即除名処分の対象にはならないからである。その意味から当時戦旗派で活動していた我々がかかる点を十分認識することなく、結果的に日向一派に加担してたつたことを、当時除名された同志達に対して自己批判する。まさにその自己批判とは、この戦旗派のスターリン主義的党建設を紛砕し、新たな前衛党建設を押し進めることである。さてそこでこの問題に無自覚なまま登場した和光一西田一派の反動性を暴露しながら、戦旗派のスターリン的統制委員会デッチあげを批判する。

和光一西田君！君達はどこでどう誤ったのかしらないが、君たちはこれまで我々がのべてきた党内斗争における組織問題を解決するかわりに、「日共の党規約」（1970年7月6日改正の）をまねて、スターリン主義規約を自己の分派のよりどころにしようとしている。

かかる日共スターリン党規約が言葉をかえ密輸入させるにいたつては彼らとの徹底した思想斗争を強化せずにはいられない。

彼らの「党規約」は第1章から第九章まであり、それが更に細分化され一条から四十二条まで分けられている。読者諸君！日共と彼らの党規約の類似性を説明するほどの余白はないのでここでは次の点を考察してもらうことにする。

和光一派の規約

第六章、同盟の統制機関

三十六条、同盟の中央委員会及び地方委員会にはすべて統制委員会を設ける。中央統制委員会は同盟の中央委員会総会がこれを選出し、同盟大会で承認をえる。又地方委員会総会がこれを選出し、中央委員会の承認をえる。

三十七条、同盟の中央、地方の統制委員会の任務は同盟員が同盟の規約、規律、共産主義の道徳に違反した事件をつねに検査、処理し、同盟員に対する処分の決定もしくは、取消しを行い、同盟の提許と上申を受理することである。

三十八条、各級の統制委員会は各級の同盟の委員会の指導のもとに行動する。又中央統制委員会は地方委員会の活動を指導する。

日本共産党の規約

三十三条、中央委員会は統制委員を任命し、統制委員会を設け、つぎのことを処理する。

一 党員と党機関が規約と規律をまもっているか、いなかを点検し、その違反事件について責任をとる、党の規律をつよめる。

二 除名その他の処分についての各級党組織の決定にたいする訴えを審査する。各級の党組織は規律の違反とその処分について、つねに中央委員会に報告しなくてはならぬ。

ではこの2つの規約はどういう意味でスターリン主義的党規約なのだろうか？

確かに、日向一派の場合、CC⇨PB⇨統制委員会であったため、その意味から「統制委員会は同盟の中央委員会総会がこゝとを選出し同盟大会で承認をえる」という和光一派の提起は日向一派に対して一定の有効性をもっているかのように見える。しかしスターリン主義党規約の特徴は、統制委員会の任務が「同盟員の規約、規律、共産主義の道徳に違反した事件をつねに検査、処理」する方向のみに歪曲されていることである。

統制委員会の真の任務は、敵のスパイ活動破壊活動から党組織を組織的に防衛することであり、その目的のために、一段として各級の委員会、機関、専門部を点検し、規約違反がないように指導することである。その場合、反革命的行為を行なっているとされる党員に対しては、詳しく事実調査し点検しなければならぬ。したがって必要以上の党員調査活動はさけるべきである。

つまり統制委員会の目的を明確化するだけでなく、各級委員会、機関、専門部の点検指導を行うことが重要なのである。「まさか何のための統制委員会なのか？」を規約で明示することによって、手段が目的化してしまふ傾向を排除しなければならぬ。

この視点は、日本共産党の官本が統制委員会議長であったころの「都委員会事件」などの総括を踏ふえて我々は提起しているのである。

したがって統制委員会は中央委員会のもとに、ましてや地方（地区）委員会のもとにおかれるのではなく、党の各級委員会に対して、客観的な位置が与えられると同時に統制委員会のメンバーは、一定の基準にもとづき党大会で審議され、選挙され、更に承認されなければならない。また萬一統制委員会によって党員が除名された場合、原則として、党大会で除名された者は自己の見解を発表し、審議される権利をゆうする点が党規約で鮮明化されなければならない。

同志諸君！ 戦旗派のスターリン主義党建設に反対し、CC⇨PB⇨統制委員会のデッチあげを紛砕しようではないか！！

最後一言。和光⇨西田⇨一派は戦旗派の統制委員会がなぜスターリン主義的なのか、再度真剣に自己批判せよ。総括を回避して、日共規約をまねすることではないのだ！！

ロ 党内教育を更に徹底⇨強化せよ！

素直に言つて、我々は過去2年間余りの戦旗派の党内教育に数多くの疑問を感じる。

確かに、戦旗派は党員を獲得することには熱心である。しかし新しい党員の訓練⇨教 には、無指導で冷淡なところが多かったように思える。すなわち新しい党員の訓練⇨教育において実行したことといえば「戦旗」の読み合せ、「KNM通」の読み合せ、せいぜい「赤目なにかし」かの「ノート」の読書会までであった。もちろんかかる読み合せ教育が全く誤っていたというのではない。少なくともこれらの指導は必要だった。しかしこの教育の結果によつて、各党員にセクト主義的傾向と召還主義的傾向が発生した。それだけではない。今日、戦旗派の中央委員の何名かの召還（それもフル転である。）を生み出すに当たっては、再度戦旗派の思想性、革命性そのものを疑わずにはならぬ。

すでに、我々にかかる党員のセクト主義的傾向と召還主義的傾向を総括して、この間組織活動を行なってきた。

さてそこで我々は党員の教 形態を簡単に提起する。

第一に日常の政治組織活動に教 的視点をつらぬくことである。

すなわちそれは日常活動の点検とかフラクにおける相互批判などである。

例えば日常活動の点検で注目すべきことは、一ヶ月に一度から二度自己の組織活動を上級委員会へ報告する制度を設けることである。つまり秘密活動の党中央への集中と運動指導の分散性⇨責任性を確立することであり、レーニンの中央集権主義思想の復権である。又各党員が組織内で能力を十分發揮できるように指導者はこころがけるだけでなく、計画的に支部のピラを書かせたり、機関誌、財政活動を系統的に指導する必要がある。さらに日常の様々な会議などで、自己批判と批判⇨相互批判の精神をつらぬくことである。つまり指導、被指導の原則を確立し、あらゆる問題について討論を徹底化していくことが重要である。

考ふてみたまえ！ 戦旗派のように「KNM通」「プロ通」をその場で読み合せし、「これが今度の方針だ！」といつて「KNM通」「プロ通」等をすぐその場で①だからといつて回収するのであるが、これは全く誤っている。なぜなら、このような指導では各党員は主体的になにも考えられなくなり、組織的な討論もなにもなされなくなつてしまふ。結局、党員に与えられている権利は、その方針をうのみにし、活動するだけであつた。もし②文章だといふのなら、政治警察に見つからないように、安全な保管場所を作り、それを指導部が定期的に点検すればよいのである。つまり組織内部で非合法活動を重視し、相互批判の精神をつらぬき守ることである。

党機関誌の運用（省略）

第二に、重要なことは、教 のために、各党員に対して独自の学習活動を組織することである。

それには、集団的学習と独習がある。

我々はすでにこれらの学習活動について様々な基本文献をあげ指導してきた。この「パンフ」にのせられているいくつかの諸論文はそれらの成果にほかならない。

II 農業綱領を中心としたレーニン革命戦略の検討

はじめに

われわれは、『泰山子のようながらくたを頭の中から掃除せよ』の中において、日向（ヒナタ）と野田のインテキ革命理論の日和見主義の本質を暴露してきた。そこでは、主にレーニン帝国内主義論の整理を通して、帝国内主義段階における民族植民地問題、農業と農民問題がプロレタリア世界革命のうちに占る固有の意義を明らかにしてきたと考える。つまり、日向式革命の図式ではなく、帝国内主義の暴力を手段とした搾取と抑圧に抗し、自らを支配的階級へと形成しつつある実践的階級をそこでは具体的に指し示しつつ、われわれ「革命党」の戦略・戦術提起の認識の基礎に据えようとしたものであった。それに対する日向の反論は、まず、全国の書店からわれわれ批判『パンフ』を買占めることによって、その階級的無節操を露呈させ、更には『ゴキブリ』文書をバラ撒くことによって自らの寄生虫的体質と思想的墮落を満天下に暴露したものである。

なぜなら、そこでは、三里塚をめぐる恒武斗争の敗北についての我々の総括への反論として、「自分（日向）は何もやってゐない」「××など見たことも聞いたこともない」「自分が指示したのは関東地区へのテロ、だけ」という権力への命乞いと『帝国内主義論』・『二つの戦術』をなすべきか』をめぐる理論領域において完全に革マルに依拠した反論である。なんと日向のネタ本が「IST」¹⁶・年田論文と、それを含めてまとめられている『批判的武器VOE2』である。そこに掲載されている「革命的マルクス主義者」の論文と日向の主張の似ていることは一目瞭然である。ましてや「それは革命的マルクス主義者として当然の前提」（日向）として語られているのであるからあいた口がふさがらないというものである。まさしく、彼らの解体はここから始まった。『二つの戦術』等の理解をめぐり全面的に革マルのオンリーになった日向に対して、「それではあまりにも」という疑問が同盟内に形成され、種々の組織問題に対する見解の相違と結合することによって「レーニン二段階戦略の実践的意義の評価」というわれわれの問題提起のうけとめに出生の根をなす分派がたちまちにして形成されたのである。

(II 自称左派フラク)

われわれは自らの問題提起の内容的正当性をそこにおいて確認しつつも、彼らの分派形成という現象に示される。われわれ自身の問題提起の不十分性として残された幾つかの諸点についての再度の整理を通して彼ら「左派フラク」の存在根拠の主体的止揚をなす必要性をなす認めざるをえないのである。何よりも、それは、レーニンの実践的階級把握の方法、つまり実践的精神を『四月テーゼ』『遠方からの手紙』等に至る「転換」

(?)と呼ばれるレーニン労働同盟論の発展の構造を、その物質的、客観的条件との関連において検討する作業を表現し、現在に適用することである。新反対派の「主張」の検討を媒介としつつ、われわれが依拠すべき実践的階級主体を特定する作業を早急に実現せねばならないのである。新反対派の主張の積極性を見てみるならば、日向を批判して以下のように述べている。

「革命論体系なる図式で並んでいる言葉は、その多くは概念なき単なる言葉にしかすぎません。ともあれ、これまで我々が使っていた権力斗争論、戦略、戦術の用語の概念とは如何なる内容をもっているのかという反省が絶対的に必要です。このためには歴史的過去において勝利しえたレーニンのその領域における発想法、問題のたてかた、理論的対象化の方法から始めねばならないと思えます」（彼らの意見書II分派宣言）だがそれは、前半の問題意識II実践的立場の正当性にもかかわらず後半部分における日向の悟性的概念化作業に対して「正しい内容」としての概念を対置するという、日向の悟性主義を十全には克服しきれない中途半端さを指摘せざるを得ない。彼らの結論の具体的内容を見てみるのならば「A戦略的プロレタリアに闘して、勝利した人民蜂起」の結果として樹立されるであろう

革命権力（労働独裁）

その機関としての

臨時革命政府

その階級的基礎としての

労働階級同盟

の強化、三党は臨時

革命政府に参加し、同時に武装プロレタリアの階級的力によって、この政府に民主主義革命の内容の実現を徹底させ、社会主義革命の条件を切開かせる。又、切開く。三臨時革命政府の任務である行動綱領は党の最小限綱領である。要するにブルを専制と妥協させないために党プロ階級は蜂起を主導的に貫徹し、上から、下からの統一した方法で革命を勝利させるという主客の諸条件の分析。最も重要なことは党が最も重要な社会的階級（戦略的拠点）その基盤（媒介構造）をつくりだしてゆかねばならないという観点である。（分派宣言）と『二つの戦術』をマトメることを通して得た社民スタに支配されている労働者階級本隊を戦略的拠点と指し示しつつ、日向の本隊切捨て論II小ブル革命論を批判するのであるが、社会的階級をプロ本隊と指し示すだけでは何の意味もないことである。むしろ、そこにとどまる限り実践的には日和見主義への転落、社民政治への墮落・革マル・解放派の傾向への不断の陥穽を否定しえないものとなるのであり、実際彼らの統一戦線戦術に対象化された政治は、その傾向的危険性を多分に胎ませているのである。われわれは、それらに 대응するためにも、彼らの理論上の諸契機となしている一九〇五年を前後するレーニンの諸論文、とりわけ『二つの戦術』『農業綱領』等におけるレーニンの革命的戦略・戦術提起の有効性と、労働同盟論として対象化された革命主体の分析・指し示すに、その方法と評価の実践性を十七年革命に至る、その理論・発展の中に学びつつ、われわれの側からの主体的把握返しをおこない、現段階における、革命主体の指し示すまで煮詰めなければならぬと考える。つまり、日向や、革マルIIトロツキーのように階級の存在論的規定から直接的現実規定をひきだすのではなく、階級斗争の諸モーメントを構成する諸階層/諸群の現実的性格から階級II革命の主体を指し示すのでなければならぬ。この小論において全てが尽される訳ではないが問題を限定しつつ内容的深化を期したい。

一章 レーニン「労働民主主義」論と「農業問題」

a 日向革命理論の源泉——革マル派の「労働民主主義」論
『二つの戦術』解説の日和見主義の本質について
IIST 16号年田巨論文を中心とした検討II

われわれが、ここで革マル派の『二つの戦術』理解の日和見主義の本質をとりあげ批判するところの直接的な目的は、彼らの日和見主義をあらためて確認することでも、批判を深めるといふことでもない。なぜなら、彼らはすでに、はるか歴史の過去において実践の日和見主義を一度ならず暴露し、日和見主義の烙印をその身に深く刻み込んでいくからである。

現在、彼らが、何を語ろうとも、帝国主義の暴力的支配の下で苦闘する大衆が、自ら裏切られた過去を振り返りながら、まゆにつばをつけて聞くことを習慣としていくかぎり戦術的プロレタリアートの前に彼らが公然とはあらわれることはできない。問題とされるべきは、より悪質なやから、つまり、いつの間にか戦術的左翼の隊列に紛れ込み、飛出す機会を失ったまま居直っている部分である。実践家のイデオロギーの遅足につけ入り、革マルからの理論的おこぼれにあずかり、日和見主義を公然とふりまき、戦術的気分を去勢させてきた日向（『ヒナタ』を先頭とする戦術的寄合所帯である。密通の好きな日向（『ヒナタ』）ではあるが、いまやはずかしげもなく、権力とまで密通するに至った彼らを徹底して階級戦線から葬り去ることである。

革マルを批判するときは中核派に、中核派を批判するときは革マルに依拠しつつ、ともかくBUNDの狭い枠内において（戦旗派では革マルの文書は禁書、われわれのパンフも同じ、日向のみが読むことを許されている）そのヌエ的性格を一定に成長させてきた日向ではあるが、階級斗争が、あらゆる理論的認識の領域を越えて、広大に発展し、激越に発現するその高揚期において、革マルの理論をコピーする間もなくかつて革マルが演じた振舞を見事に再現してくれたのである。（一部参照）71年72年にかけての彼の動揺こそ単なる戦術上の過誤ではなく、彼の忌むしい立脚点そのものの露呈であることをわれわれはしっかりと見据えなければならぬのである。

「革マルの理論は正しいが、実践が誤っている」という日向の口グセは、マルクスやレーニンが語っているように「人をしてなんたるかを判断するに何を思っているかではなく何をしているか によって判断しなければならぬ」ということとして理解するならば一面の正しさを認めないわけにはゆかないが、革マルが完全に社民になり下がり、日向もまた日和見主義におぼれつつあるとき「理論の実践の統一」の真の意味をあらためて確認しなければならぬ。その意味でこの革マル批判は70年のBUND分裂の底流に対する過少ではあれ、われわれの総括でもある。

ロシア革命50周年を前後とする一時期、十月大ロシア革命を成功に導いた指導者レーニンとトロツキーの革命理論への関心がブームをつくりだしたことがあった。早大サークル協発行『批判の武器』VOL2はそうした時期に書かれた革マル派の諸論文を彼ら自身の内部事情を隠微に反映させつつ収録したものであったが、根本、成岡の執筆になるこれらの論文は記念ブ

ームによる一時期の目新しさを提供する以上の役割はもたなかったのである。ロシア革命50周年を記念すべき立場は、一時期の理論ブームのちょうちんもちの役割を果すことではなく、奇しくも革命50周年と時機を同じくして世界を覆った階級斗争の高揚とそれを支えた推進力を鮮明化することによって、革命に力と方向をあたえるものでなければならぬはずであった。

50年后階級斗争の高揚がベトナム人民の英雄的な革命的民族解放斗争への献身や、「国境を越えた革命」に命をささげたチェ・ゲバラの指導するラテンアメリカの解放斗争に触発された事は否定しえない事実であるにもかかわらず、その革命斗争の思想的背景には17年ロシア革命とコミンテルンの指導を通じて具体化されたレーニンその人の経験と理論（『労働同盟論と民族』植民地問題に関する理論）があることを何んとか否定しようとする部分があられたことである。他でもない革マルと数年遅れて消化しはじめた日向である。彼らは、ロシア革命の一方の雄であり、レーニン亡後、唯一人スターリンテルミドールと斗い悲ゴウの死をとげたトロツキーを依り拠として、自己の反革命性をゴマカそうとしているのであるが、それは決してトロツキーの遺志でもレーニンのそれでもないことを彼らにハッキリ理解させてやらねばならない。

『批判の武器』VOL2収録『一九〇五年・レーニン』は整理された構成と主張の明解にによって日向のような俗物には十分理解しやすいものを利用しやすいものとしてある。だが、それは批判封じのためのあらゆる扮飾にもかかわらずハッキリしている点は1905年のレーニンを否定し17年のレーニンをオパーラップさせることによって、両者の間に横たわる根本的相違を折衷的に解決することを試みた、徹頭徹尾日和見主義を貫徹するために書きあげられた論文である。05年のレーニンと17年のレーニンとが同じであるはずがなく、むしろ10年の間も実践の指針としての理論が変化をうけない方がおかしいのである。05年のレーニン「労働同盟」論と、17年のそれをあらかじめ切新し上でそれぞれの悟性的解釈を試み、前者は誤りで、後者が正しいという結論を引き出すことは全く馬鹿げた悟性主義者の産物でしかない。問題にすべきは、05年17年にかけてのレーニンの理論の発展の過程的構造と、直接的に転換の契機をもたらした階級斗争の場所的構造の変化を明らかにする事である。つまり、発展そのものを必然化させた。レーニン「労働同盟」論に内在する諸契機をつかみだすことでなければならぬのである。

われわれはそれを、①「切取綱領」提起の前提になった彼のロシア資本主義観『ロシアにおける資本主義の発展』に対する彼自身の総括、②『〇五年17年のロシア社会民主党の農業綱領』の中における「土地国有化」論と「二つの道」論③十七年当時における階級関係の変化の認識（二重権力）という三点に見るわけであるが、とりわけ、②の「土地国有化」論とそれが物質化される過程との矛盾の中にレーニン「労働同盟」論の発展の鍵がひそんでいるととらえることができる。

この点についての展開は、において述べることにして、ここでは、かかる視点からする「貫、不、変」と言われるトロツキー永続革命論、換言するならば、実践的に意味をなさない抽象的命題でし

かない理論に依拠することによってレーニンを批判したと思込んでいる年田。日向に対する批判を述べるにとどめる。

(一)

年田論文の論点を要約的に見てみるなら、『二つの戦術』の内容紹介を除いて「二つの前提」と「七」点の批判から成つてゐる。

まず前提なるものの紹介と問題点をつきだしてみよう。「レーニンは17年にこう述べて(註1)過去の二段階戦略、あるいは「労働民主独裁」論を現実的に放棄していったのである。だがしかし、レーニンの二段階戦略やその理論的対象化たる『二つの戦術』を検討する作業は、今日でもなお意義を失つてはいない。それはなぜか?」として、「国際共産主義運動のスターリニストの歪曲とそれを支える二段階戦略の誤謬を暴きだすためにはスターリニストが依拠しているレーニンの二段階戦略の決定的限界の指摘にまで当然につきすすまざるをえないのである。(要約)として、かつ、スターリン戦略は世界革命の立場を放棄した一國社会主義(革命・建設)論であり、17年のレーニンの転換の革命的な追求を放棄したものとされている。二つめには、革命論体系化の試み(日向の最も得意とする領域である)として、帝国主義段階におけるマルクス主義革命論の特殊の現実論、より具体的には帝国主義段階での后進国革命論として再構成することとされている。

最初の前提についてまず指摘されることはレーニンとスターリンを同一の地平(二段階戦略論者)におくことをかくすことなく述べることによって、彼らの間の相違を世界革命の立場と17年以降の転換に矮小化することによって、都合よい歴史の偽造と解釈を弄していることである。それは『二つの戦術』に前後して書かれた幾つかの論文、オ三回党大会(一九〇五年四月)にむけて、それまでの『切取地農業綱領』の限界性を克服するものとして準備された『われわれの農業綱領について』や、オ四回党大会(一九〇六年四月)つまり一九〇五年12月の武装蜂起が敗北し、オ一次革命が後退期に入ったとき、新しい情勢と、それに対する方針を決定するために開かれた。ボルシェビキとメンシェビキの合同大会へ向けて書いた『労働者党の農業綱領の改訂』、あるいは02年以降のロシア社会民主党の農業綱領を中心とした戦術・戦略問題についての体系的 括と新しい方向をうちだした『05年〜07年のオ一次ロシア社会民主党の農業綱領』等の叙述を見たなら年田の断定のデータ根拠性は明瞭であるばかりか、年田の歴史の偽造の真意も明らかになるというものである。

四回大会においては、メンシェビキとボルシェビキ、更にはボルシェビキ内においてもレーニン等のグループと、ロシアに残っていたスターリン等との間には当面する革命の性格の問題、革命におけるプロレタリアートの役割の問題、労働同盟の問題についての見解が対立しており、後年のスターリンはこの時の彼の見解をレーニンと対立していたという事実をおしくしなから発展させたものに他ならない。年田のかかる断定はスターリン全集オ一巻の著者の序文(4〜13P)におけるスターリン自身の歴史の偽造に全く無自覚な産物であり、「勝利したブルジョア革命と将来の社会主義革命との中間期が、いくぶん長い

間やつてくる」という前提のもとで「土地の分割」を主張したスターリンが、その論拠としてあげた三点の最後、「(一)国有化に対する農民の反対を克服することができるようならば、(二)国有化は、われわれマルクス主義者は、やはり国有化を主張してはならない、(三)というのはブルジョア民主主義革命が勝利したのちに、ロシアの国家は社会主義国家ではなくブルジョア国家になるであろうが、大きな国有地がブルジョア国家ににぎられてゐることは、ブルジョアジーを法外につよめてプロレタリアートの利害をそこなう」という17年におけるカーメネフの立場以下の主張とレーニンのそれとを混同させるものに他ならない。レーニン労働同盟論の核心、換言するならば、西ヨーロッパのブルジョア革命との本質的差異をもつロシアの当面する「ブルジョア民主主義革命」における労働者と農民の役割についての認識が全く欠如しているのである。たしかに年田も日向(ゴキブリ文書)も『二つの戦術』の内容に沿った叙述の中においては、当面するロシアの革命におけるプロレタリアートと農民役割についてのレーニンの見解を紹介してはいる。だが、である。

彼らのように静的な把握によつては、17年の転換を必然化せしめたところのレーニン理論の動的展開力は分析されないばかりか、結局はレーニンを二段階戦略論者に仕立上げることなのである。レーニン自身が自らの理論的苦闘と、階級斗争の現実的ダイナミズムの統一の中に結唱させた17年の「労働社会主義独裁」論と05年の「労働民主独裁」論の間に千里の垣根をつくりだした上でそれぞれの悟性的、かの恣意的解釈の上に立って后者の否定、前者の肯定という悟性主義者にふさわしい日和見主義的結論が引きだされるのである。レーニンのこの発展(転換)と把握することは誤りであると考え(る)の具体的過程については項以降で見ることとして、三革命論体系化の問題に就いてみよう。

年田(日向(ヒヒナタ))におけるレーニン二段階戦略のオ一的前提がスターリンの色がネを通した歴史の偽造に根拠をおくものならこのオ二の前提なるもの、つまり後進国革命論としてレーニン革命論を再構成するという問題意識はロストウの歴史認識に基づくレーニンの不均等発展論の否定によるブルジョア社会学としてのレーニン革命論の歪曲の試みである。彼らによつて説明される先進・后進の概念規定は帝国主義段階における不均等発展の法則によつて説明されるレーニンの意味での発展の規定ではなく、産業資本主義段階における近代化の拡大の尺度で計られるそれではない。そこでは、后進ロシアがその内部社会の近代性にもかかわらず帝国主義段階への世界史の推転のもとで世界史的な位置においては先進性を獲得してゆく構造やロシアや日本がその巨大な軍事力により世界分割の担手として登上してゆくという帝国主義段階における特殊な法則性への無自覚が全面的に支配しているのである。

それゆえ、彼らは、マルクスによつて明らかにされた産業資本主義段階における世界革命論を直接に帝国主義段階における各国革命の基準に据えろという適用限界の逸脱をなすのである。マルクスによつて明らかにされた産業資本主義段階における革命の世界性と、帝国主義論によつて与えられた革命の世界性は次元的に異なるものであり、帝国主義段階における革命の世界性の根拠を明らかにすることなく、アブリオにマルクスによ

る世界市場の均衡化理論の原理的規定によつては帝國主義階級の革命の世界性は論じられないのである。

マルクスが生存した19C自由競争段階の資本主義においては(一)生産と資本の「低度」の集積と集中、すなわちそれは自由競争の発展期の資本主義であり、(二)資本主義の寄生的性格は資本・賃労働関係に限定された直接的生産過程における剰余価値の搾取関係においてのみ集中的に示されるのみであった。したがつて、こうした段階の資本主義のもとでは体制の矛盾の集約的露呈と革命的危機は世界市場恐慌という「生産と消費」の基本的・原理的矛盾の爆發時においてのみ現実的であり、かつ、ヨーロッパを中心とするところの先進資本主義国の「同時革命」として可能であつたのである。だがかかる矛盾の暴落としての恐慌が「矛盾の暴力的均衡化」の形態であつたとしてもそれは「生産と消費」の矛盾の経済法則の範囲内での自己解決の方法であり、資本主義の枠内において解決されるものであり、その社会の新たな発展のための一時的・経過的なものであり、自立性を保証するものであるからである。マルクスが世界市場恐慌の接近とともに革命への展望を語り、好況の再来とともにその退潮を嘆かざるをえなかつたようにそこにおいて世界革命は未だ主体的・現実的ではありえなかつたのである。

それはレーニンによつて明らかにされた帝國主義論においてはじめて現実的となりうるのである。資本主義の帝國主義段階への推転は、生産と資本の「高度」の集積と集中とその基礎の上での独占の形成と結果し、多数企業のもとでの自由な価格競争にもとずいた価値法則の貫徹の帰結としての世界市場恐慌による矛盾の一挙の解決という資本主義の自立的解決の道を失ひ、かつ、外延的・地理的發展の余地を失つて、地球上のいかなる部分も帝國主義国に分割されつくしてしまひ(最終的分割の完了)外延的発的の終了)そのもとの矛盾の解決は、経済的な形態においてはありえず政治的・軍事的つまり市場の再分割のため世界戦争として結果するに至つたのである。

不均等発展と世界戦争の必然(政治的であることにより同時に可避性をもつ)性の解明こそ、レーニンによる世界革命の必然性の根拠だつたわけでありそれゆゑ、一国的ではなく連続的世界革命の展望であつたのである。革マルや日向のようにマルクス永続革命論の直接的延長上に各国革命の構造を説明しようとする試みは、不断にトロツキの階級関係の量的ヘゲモニー組織戦術論という技術主義に陥入り、革命の現実性を客観的に明らかにするものとはならないのである。それゆゑ、彼らの革命論体系化の試みも、歴史的な配置でしかなく、マルクス革命論と、レーニン革命論の客観的構造の相違を基礎的認識において与えられる帝國主義世界戦争と世界革命の現実性としてではなく、敬頭徹尾、一國主義・日和見主義が体系として描かれるのである。

註1『戦術に関する手紙』全24

⇒

さて、年田のレーニン革命論の評価であるが、評価の前提そのものがレーニン革命論のスターリンの歪曲にもとづく批判対象の偽造と、革命論体系化の基準が段階論的把握を欠如させたマルクス永続革命論のマブリオリな現代革命論への適用という

構成、つまりはトロツキの権力移動論+組織化のための方針
II組織戦術に陥込めてしまふことにあるならレーニン革命論の内容の評価もまた自己の先験的な認識(レーニン革命論II段階戦略とする)を補強するための意味付与と解釈でしかない。そこでレーニン労働同盟が二段階戦略でスターリン戦略の鼻祖であることの証拠としてあげられている論点は①資本主義発展一元史観にもとづくこと、②両極分解論の無媒介なあてはめ③権力を斗争論的には一八四八年ドイツ革命・ヨーロッパ革命を均質的基礎にしたマルクスの「権力移動論」であること、④それらは根本的には資本主義の帝國主義段階への突入の無自覚にもとづくものである。とされるのである。結論はトロツキ的観点の欠如、これである。われわれは、これらのレーニン批判の論拠やトロツキの観点の欠如などという結論に対してひとつひとつ反駁を加えてゆく必要がある。なぜならそこから結果するところのものは17年革命へと発展するレーニン革命戦略の積極的側面の主体的整理ではなく、革命論の悟性的分類II日和見主義的理論操作でしかないからである。年田においても日向においても渡辺寛のレーニン批判をうけ取りつつ、レーニンそのものの抹殺を計るのである。革マルにあつてかつての彼らが渡辺寛のレーニン把握に対しては、底体制還元主義、つまりは、権力斗争論とレーニン革命論を見ない悟性主義の産物として排斥していたのが、いまや完全に依拠しつつ、渡辺寛が無視したというレーニン戦略の積極的側面の分析には行きつかないのである。

最初に①と②について述べてみよう。

革マルもいふように、『市場問題について』(一八九三年)『資本主義の発展』(一八九八)によつて明らかにされたロシアにおける資本主義の発展の水準と、ナロードニキに対する経済学的批判の展開は、しかし、レーニン自身によつて、一九〇三年才三回党大会における農業綱領の改訂に際して自己批判的に否定されているにほかならない。一九〇二年以降の農民蜂起の現実を観察する過程においてレーニンはロシアにおいては資本主義は部分的にしか発達してゐないこと、現在の農民の貧困は資本主義発展ではなく、その発達の過小によつて生みだされてゐるものとして捉え(全集6・ロシア社会民主党の農業綱領)その発展を阻んでいるものII封建制の残存の除去ととりくんでゆくのである。つまり発展の方向性として『発展』や『市場問題について』把えながら現実の分析においては分解されずに存在する農民の階級斗争の分析がなされてゆくのである。したがつてレーニンの実践的問題意識の方向に評価の基準をおくのではなく、形骸化した理論への無意味な批判をおこなうのである。レーニンにあって、たしかに『発達』『市場問題について』の方向性そのものが兌括されてはいない。(兌括されるのは革命后コミンテルン2回大会でのロイの論争を通してである)が、現実分析としてそのような認識があつたわけではないので、それが二段階戦略の根拠であるといふことは言えないのである。

「民主主義的」というレーニンの性格づけにもかかわらず、そのことの徹底的追求は当然にも民主主義的枠を越えて実現されなければならぬことを実践的帰結において示したのであり、そのことは、農民を革命の主体として、労働者の同盟軍として

位置づけるすぐれた段階的認識の直感にもとづいてなされているのであって、それはトロツキーの段階認識といわれているもの、つまり、世界資本主義論的把握によって与えられるプロレタリアートの存在ということから革命がプロレタリア革命でなければならぬという規定とは全く相違する理論であり、それは、農民が現実的に非妥協的な階級ということの説明を段階論的方法によって、つまりは、農民が資本主義の再生産構造の不可欠の要素となるロシア資本主義の発展の特殊性において把握するのではなく、戦斗的な農民を経験的な概念で説明したことである。そこで求められたことは、農民はプロレタリアとして位置づけられるべきであること以外ではなく、あれだけ「膨大な資料を駆使して書き上げた『発展』にもかかわらず現実には「う」というこのギャップを埋める認識がこれ以降のレーニンの追求となったのであろう。それゆえ、切取地農業綱領からその総括―全地主地の没収―国有化という現実の革命主体の要求にそった戦術をうちだせたのであり、トロツキーなどのようにプロレタリア革命の図式的戦術提起などとは根本的に対立しているのである。①②として言われていることは、理論上そうであったという以上の事をせず、実際的には別個な戦略・戦術の展開に対する批判とはなりえないのである。民主主義的任務が直接に社会主義的であることの段階的特徴をレーニンはまさしく直観的に把握していたのであり、逆にトロツキーなどは、民主主義的任務とプロレタリア的任務との間に区別を設けることによって段階的特徴を否定し、対馬忠行などが労働派からトロツキストへの転換を容易になしとげたようにこの発展を継起的なものとして把握する誤りをもっているのである。

「空文句や、たあいなき願望や、小市民的空想をもとにして問題を解決しようとするのではなしに、正確な資料にもとづいて解決する」ということは、公然たる大衆運動がなかったために当時はできなかったということでも考慮に入れなければならぬ。地主経営が雇役から賃労働に部分的に移ったのに影響されて、農民がどの程度分解したかはだれ一人確信をもって予言できるものはなかった。

一八六一年の改革后つくりだされた農業労働者の層がどれほどの大きさか、彼らの利害は零落した農民の利害とどれほど別個のものとなっているかはだれ一人測定できるものはなかった」(全集12P254)ということである。

③④については、「権力移動論」の概念的規定が必ずしも明らかではないが、階級間の権力移動論を階級の存在論的力学関係において実現されるとするものであるなら、トロツキーには適当であってもレーニンには妥当ではない。マルクスも、ドイツとロシアの革命については西ヨーロッパの革命とは同一に見ていなかったし、レーニンにあってはなおさらそうである。

レーニンは、その農民の把握に特徴的なように一度として、階級の存在論的規定をアリオリに現実規定におきかえたことではない。マルクスがロシアにおいて「ミール共同体」を基礎にした資本主義の発展を経ない革命を考えていたことに対応し、レーニンも九〇年代においてはそれを否定しながらも、〇七年の『農業綱領』の総括においてははっきりと、ナロードニキの主張に対して耳を傾けることを訴え、「黒い割替」の支持へと

ゆきつくのである。勿論その場合国家権力の変革という前提のもとではあるが「黒い割替」がそのバネになることも否定してはいないのであり、レーニンの表現するなら「土地の国有化」が提起されるのである。単なる階級間同盟として労働同盟が提起されるのではなく、「ヨーロッパの革命とは違う」という段階的認識「農」の特殊な把握に支えられているのである。

B 中核派の農業問題把握のプラグマチズム
批判II新反対派の依り拠の解体のためにII

三里塚斗争をはじめ北富士その他の農民斗争を現実的に索引してきた中核派であるが、農業問題の根本的把握の誤りを指摘しないわけにはゆかない。彼らの農業問題の認識とは「イギリスを世界の工場」とし「世界をイギリスの農村」とする産業資本主義段階における農業問題の解決形態、つまりは資本主義はその内部において本来的に農業問題の解決する能力をもたないままに帝国主義段階への突入を迎えたという、農業問題の超歴史化による解決されざるものの解決としてプロレタリア革命と労働同盟が展望されるのである。だが資本主義は農業問題を解決できないものとして、その外部におしやることによって延命してきたであろうか、否である。ロシアにおいても、日本においてもその特殊な資本の蓄産過程は内部に農業を温存させることによって可能となり、低度の生産力に規定されて残存する農村における種々の前近代的諸関係を、搾取と抑圧のため超近代的制度へと再編成することもって農業問題を解決してきたのである。

中核派のように農業が資本主義化されないということを農業経営の形態の近代化II資本主義的経営が実現されないというところをもって規定するのではなく、各国における特殊な農業経営の資本主義化とそのもとで発生する農業問題の特殊性を把握するのにならなければならないのである。ロシアの農奴解放の特殊性日本の寄生地主制度や、戦后日本の分割地農民の創設と、農業生産物への管理価格の設定による資本蓄積の保証、低米価・低賃金政策といわれるものなどの具体的分析が要求されるのである。そこでは資本による搾取が個別資本のもとの直接的生産過程における剰余価値の見えざる収奪としてだけでなく、超過利潤の搾取が様々な形態をとって貫徹されるのである。資本主義は決して農業問題を解決されざるものとして外にはきだすのでもなければ、帝国主義段階に至っても解決されざるものとして体制のうち側にとり残すのでもない。それゆえ彼らと我々の主張の結論的同一性「農村における「農奴制度のあらゆる遺物」「地主制度と農奴制度の残存」との闘いなど、いわゆるブルジョア民主主義的課題といわれているのも、帝国主義段階においては実は帝国主義それ自体の問題なのであり、その解決は帝国主義の打倒・プロレタリア革命に唯一求められなければならない」(レーニン労働同盟の今日的継承のために)にもかかわらずその方法においては根本的に違っているといわなければならない。なぜなら「農奴制度の残存」や「遺物」は帝国主義にとって不純なものではなく延命にとっての絶対的条件であるからである。農業や、建設業等において今日一般的な支配形態であるところの手間請、出来高払い賃金などを見るならば資本主義はその産業の裾野にますます搾取以上の搾取を

必要としているのであり、そのもとの階級斗争の激化も必然的である。

○ レーニンによる「切取地」農業綱領の総括と土地国有化論

○五年の革命の前進は、ロシアにおける革命の現実性を大きく浮かび上がらせ、革命の性格と当面する任務を鮮明にすることが当時の社会民主主義者に問われた。レーニンは当時外国に在りながらも、この革命をつき動かしている主要な動力についての分析を明らかにし『二つの戦術』として出版した。

そこでは、依然として農民の要求、斗争の目的等についての立入った分析はなされていないが、革命は、労働者と農民の革命的民主主義的独裁つまり、『労働民主独裁』として実現させなければならぬことを主張したものである。それは一面において一九世紀の西欧の革命の教訓をマルクス・エンゲルスに学びつつも、普におけるブルジョア革命とロシアにおける当面する革命—ブルジョア民主主義的の性格をもった革命とは本質的に相違することを提起した上で革命がブルジョアジーによって指導されたブルジョア革命に終るのではなく、プロレタリアートと農民が同盟して「ブルジョア民主主義革命」を遂行し、更には「ブル民革命」をプロレタリア社会主義革命へ転化させなければならぬという連続的二段階革命理論を展開したものであった。この理論の特徴は、社会経済構成体の段階的發展、つまり革マルの主張するように「史的唯物論の公式的アテハメ」にもかかわらずその結節点となる政治革命の担い手がメンシェビキヤスタトリン等が主張したように当該社会の支配的階級（ブルジョアジー）ではなく労働者と農民の同盟という推進主体が描定されていることである。そこにはもはやブルジョアジーが革命の主体となった仏革命や普の革命とは「本質的に相違する」革命の到来を予知しているものであり、レーニンは彼の農業綱領を發展させる過程において、この点の論拠を明らかにしてゆくのである。それは表現上、問題を除いたら、後に帝国主義論によって明らかにされる段階論的認識にきわめて近似した内容を有しているのであってそれなくして「革命において徹底した野党」の地位にとどまるのか「専制権力、農奴制、君主制、特権」の廃止を農民とプロレタリアートの革命的、民主主義的独裁のもとで実現するのか「換言するなら当面する革命を地主的、ブルジョアの要素の優勢な革命に終らせるのかプロレタリア的、農民の要素の優勢な革命として実現するのか」「二つの戦術」の相違は認識されないのである。われわれはかかる「二つの戦術」の意義を大まかに踏まえつつ、労働同盟の提起から、農民の革命性の分析を下向させるレーニンの思想を追求してみよう。

レーニンは「二つの戦術」の中において

「ツア・リズムに対して『決定的勝利』をおさめる能力をもった勢力になりうるのはひとり人民だけである。すなわち、都市および農村の小ブルジョアジー（同じく人民）をあちこちに分配して、基本的な大勢をとりあげるなら、プロレタリアートと農民だけである。ツア・リズムに対する『決定的勝利』はプロレタリアートと農民の革命的・民主主義的独裁である」

（国民文庫P・59）

「農民大衆がプロレタリアートとともに積極的革命家として進出してくるときにはじめてロシア革命のほんとうの展開がはじまり、それはブルジョア民主主義変革の時代に可能な、真に最大の革命的展開となるからである。」（同P121）

と書くことによつて「農奴解放」以降四〇年間の沈黙を破って登上した〇二年以来の農民の革命的蜂起を積極的に評価しようという姿勢をそこに貫いたのであるが、われわれはかかるレーニンの農業・農民問題の積極的評価を「導きの糸」としつつも、新反対派の主張に顕著な革命における「労働同盟」の問題を「独唱か合唱か」という政治力学に還元してしまう傾向への批判をレーニン自身の理論展開上の限界として読みとることを回避してはならないと考える。レーニンは『人民の友とは何か』の中でナロードニキを批判して「農奴制度は、これこれの搾取これこれの敵対階級、これこれの政治上、法律上の制度を生み出した一つの形態の経済組織としてではなく一たんに地主の不法行為、農民に対する不正として描かれている」（全1 345）と言つてナロードニキの経済学的無知を批判しているにもかかわらず、彼自身、当時の農民運動の性格について必ずしも正確な規定をあたえきれなかったと言わねばならない。

つまり、トロツキーの把握に特徴的な「すんだ都市」と「遅れた農村」を一つの国民経済組織体制のうちの統一されたものとして把握するのではなく「農奴制」の残存というあいまいな規定に依つていたのである。絶対的封建権力であるツァーリが農奴解放斗争の圧力に屈しつつ（註）農奴解放を行う（Ⅱ絶対地代の廃止）上からの資本主義化を実現する過程Ⅱブルジョア官僚専制権力への質的転換をとげながらも依然として農村からの絶対的収奪を必要としたこと（Ⅱ 例えは

ヨーロップ資本への利子の支払い等）ブルジョアの農業経営における地代等の範疇規定を明確にした上で階級斗争の性格を明らかにするのはなく経験的方法に頼つたことが総括される必要がある。ロシアにおける〇二年の時期は六〇年代以降の上からの資本主義の移入による強行的資本蓄積をなした資本主義が一九〇〇年恐慌を經過しつつ帝国主義段階への推転を上げていたときであり、都市工業の失業者の農村への流入に加え、農村工業（製業・製粉業等）と機械化による農業労働者の排除が、農村における過剰人口を耐え難いまでに増加させ、農村が帝国主義的再生産構造の一部にくみこまれてゆく様相を一層きわだたせ、そこにおいてロシア資本主義の矛盾が一挙にふきだすという構造をもつていたこと等への経済学的規定は未だ与えられていないのである。われわれはこのようにロシア資本主義のもとの農村経済が農奴制的・封建制的外殻をまといながらも資本主義再生産構造に不可分にくみこまれていることを明らかにすることによつてレーニンの理論的（あくまで理論上の）誤りを克服できると考える。勿論、それは新反対派も指摘しているように、農村における階級斗争を労働予備軍化された農民の斗いとみる渡辺寛的誤り（年田Ⅱ日向Ⅱトロツキー）は踏まえてのことである。

農村の主要な階級斗争はやはり、土地をめぐる地主と農民の斗いであり、雇役Ⅱ債務弁済労働をめぐる地主経営との斗いであるからである。一九六一年の農奴解放は潜在的な意味で労働

予備軍を創りだしたにすぎない。レーニンは理論上はともかく、実践的には、かかる関係の清算を労働同盟を基礎にしたブルジョア・民主主義革命論として明らかにしたのであり『二つの戦術』をはじめ、社会民主党才四回大会においてはじめて提起した「土地の国有化」案というその解決形態の提起は、すぐれて彼レーニンの卓抜な実践的着目を示しているのである。「土地国有化」によって清算されるべき「封建遺制」は過渡的地代形態の代りに資本主義的農業三分割制が導入されるのではなく、その清算が社会主義的農業経営への端緒とならざるをえないこと。レーニン自身の「二つの道論」の枠をも越えて、つまり「国有化」そのものが社会主義革命によらなければ実現されないことを十月革命においてレーニンは実践的に示したのである。われわれは、そのことから逆規定的に〇二一七年におけるレーニンの農業と農民問題の検討をなさなければならぬのである。そうすることによって、はじめて『二つの戦術』に胚胎する二段階戦略的表現をも止場するレーニン理論の発展における内的弁証法を把握することができると考える。

レーニンは「二つの戦術」を著した後「労働者党の農業綱領の改訂」を書くことによって〇二年の「ロシア社会民主党の農業綱領」および〇三年の才二回大会で採択された「農業綱領」(「切取地綱領」)への括をなしている。それは一八九九に出版されたレーニンのロシア資本主義観『発達』や『いわゆる市場問題について』(九三年)に農業の両極分解論に対する根本的な認識の転換を自己批判的に述べたものである。

われわれはこれらの検討に入る前にレーニンが農業と農民問題を語場合の農民の階級規定について触れておく必要がある。それは、新反対派を含め労働同盟の「農」を貧農と貧プロとして「理解」することによって矛盾の解決を計るのが一般的なのであるが、そのような理解では農村における階級斗争の把握が全く誤るばかりか、労働同盟の成立の根拠そのものの認識の一面化をもたらすのである。『社会民主党の農業綱領の冒頭においてレーニンはそれを規定して次のように述べている。「われわれは、農業綱領を農業問題における、すなわち農業に対する、また農村住民の種々の階級、層、群にたいする社会民主党の政策の指導原理規定したものと解する。ロシアのような「農業国」では、当然、社会主義者の農業綱領はもっぱらとはいえないにしても、主として農民綱領」すなわち農民問題に対する態度を規定する綱領である。大地主、農業賃金労働者および農民。これがロシアを含めてあらゆる資本主義国における農村住民の主要な構成部分である。そして、上述の三つの構成部分のうち前者二者(地主と労働者に対する社会主義者の態度は、おのずから明確で明白であるにしても「農民」については、その概念そのものさえもが不明確であり……」(全6P99)「旧来の農奴制の残存物」は我が国の農村ではまだ恐ろしく大きい、これは周知の事実である。雇役と債奴隷制、農民の身分上および市民的な権利の制限等をもった特権地主にたいする農民の従属、農民を本物の未開人にして日常生活の屈辱——これらすべては、ロシアの農村では例外ではなく通則である。これ

らすべてのことは究極においては農奴制度の直接の遺物である。近代社会では、農民はいうまでもなくもはや単一の階級ではない。だがこの矛盾が叙述や、学説の矛盾ではなくて、生活そのものの矛盾であることを忘れていたのである。それはでっちあげた矛盾ではなくて、生きた弁証法的矛盾である。『わが国の農村では農奴制社会が「近代」(ブルジョア)社会によって駆逐されてゆくかぎり、そのかぎりでは農民は階級ではなくなり、農村プロレタリアートと農村ブルジョア(大・中・小)へと分解してゆく。

農奴制的関係がなお存続している限り、そのかぎりでは「農民は引きつづき階級である」——すなわち、くりかえしているのが、ブルジョア社会の階級ではなく、農奴制社会の階級である」(全6P105)

以上のように「農民」を身分階級として把握すること、つまり「叙述や学説の矛盾」としてではなく、農奴制の大土地所有とそれに奉仕するツァリ・専制権力の王政のもとでの農民の実際の性格から革命の性格と、労働同盟が提起されているのである。そこでは、トロツキーなどのように農民を小土地所有者と小ブルと規定して、その動搖をデッチ上げるのではなく、ロシアの支配・被支配の関係において「最も断固としたブルジョアの主体」として認識することから出発しているのである。農民の階級としてのラディカル性を評価することと同時にその限界(ブルジョア的)を踏まえるところにその農業綱領提示の基礎を置いたのであり、ここに、彼レーニンの実践的着目の優位さとも、それが理論的には誤りであることはいうまでもないことであるが、農民の実際の隆起を理論的に説明しようとしたレーニンのいわゆる段階規定の把握を欠く限界であったのである。

つぎに、われわれは〇二年以来の革命斗争の昂揚を目前にしたロシア社会民主党才二回大会で採択された「農業綱領」の検討を通しつづ、〇五年の革命の総括を経て書きあげられた『〇五〇七年の才一次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』における「土地国有論」の革命的意義を捉えておく必要がある。なぜなら、そこにこそ、レーニンの戦術提起の現実性——実践性と、それゆえ、彼と、メンシェビキやスターリン等との相違をきわだたせる特徴があるからである。

〇二年、農村における農民の隆起を見てとったレーニンは、農民の斗争の鋒先が農村において農民の生活を緊縛している封建制の残存であることを認識しつづも「農村におけるブルジョアの発展を促進する」ことが農民の要求を解決するものであるとして、農村において、それを阻んでいる「切取地」——

雇役制度——「封建遺制」の除去を目的とする斗いが必要であるとして、いわゆる「切取地」の返還を主要な内容とする農業綱領を採択したのであった。それゆえこの綱領は『切取地綱領』と呼ばれたのであるが「最も重要な中心的条項」である「切取地」の返還の要求が(1)農奴解放のさいの土地買取賦金、年貢上納金と切取地の廃止のために闘うことを要求し、(2)そのために、修道院領地、教会領地、皇族領地、御料地の没収を規定したが、地主の土地の没収は規定していなかった。そして、(3)切取地の返還を要求したが、切取地全部の返還ではなく、地主の手中にあって農民を雇役と債務奴隷化する道具となっている土

地だけの返還に限定され、地主が資本主義的に経営していた土地の没収については全く要求していなかったのである。それゆえ、それは、「地主、国家、教会、僧院等、すべての土地の収奪」を規定した〇五年のオ三回大会の綱領から見たならば、明らかに限定されたものであり、〇五年の革命の経験を通して明らかにされた「土地国有化論」から見るならばより限定された性格をもつものであった。

では、なぜかかる限界ある綱領が定式されたのであろうか。かつ、それがレーニンによって実践的にも理論的にも克服されてゆく過程はいかなるものであつたのであろうか、レーニン自身の展開に沿って検討してみよう。

レーニンは、この切取地綱領を擁護して書いた『ロシア社会民主党の農業綱領』の中で、この綱領に対しての反論のうち有力な考えを示したメンシェビキ等の「土地国有化」や「公有化」等に対して反駁を加えている。それは「現時機においては、政治的に適切でないもの」として「土地国有化は、これと（切取地）は異なる。この要求は（もし社会主義的意味にではなく、ブルジョア的意味にとるなら）実際に、切取地の返還という要求より『先に進んで』おり、そして原則的にはわれわれもこの要求に完全に同意する。ある革命の時機には、いうまでもなくこの要求を提起することを拒否しないであらう。しかし、われわれは、現在のわれわれの綱領を、革命的峰起のためのみ作成しているのではない、いやその時代のためというよりは、むしろ政治的奴隷状態時代のために、すなわち政治的自由にさきだつた時代のために作成しているのである。だがこういう時代には、土地国有化の要求は、農奴制との闘争という意味での民主主義運動の直接の任務を表現する点でははるかに弱いのである。……これとは反対に、土地国有化の要求は農奴制のもっとも鮮明なあらわれをもっとも強力な遺制から関心をある程度そらすることになる。……それに反して、専制のもとだけでなく、半立憲君主制のもとでさえ、国有化の要求を提出することは、あきらかに誤りであらう。なぜなら、すでに完全に堅固となりふかく根を張った民主主義的政治が欠如している場合にはこの要求は農村における自由な発展に刺激を与えるよりは、むしろ、はるかに、国家社会主義のばかげた実験の方に、考えをそらせるであらうからである。……われわれは現代の社会制度を土台とするわれわれの農業綱領の最大限は農民改革の民主主義的改訂以上に先にすすんではならないと考えるのである（全6P 133-4）ここにわれわれはレーニンの土地国有論の本質を見ることができ、かつ、国家権力の性格の変革を抜きにしたままの土地国有化の空想性、つまり、ナロードニキ等の「黒い割替」等の反動性をも見ることができるのである。

更にレーニンは『貧農に訴える』の中で「切取地の返還という要求は罪であるもつと先にすすむべくためには……まずこの罪から入らねばならぬ」（同P 432）と述べることによって、現在の任務を目的化するのではなく、罪と位置づけることによってその発展的戦略的方向との関係において現在の任務を規定している。「問題の核心は「黒い割替」または国有化の計画をつくることにあるのではなく旧制度を、革命的に打ち砕くことを農民が自覚し、実行することにあ」（全9P 242）るのであ

って革命的空白文句であつてはならないことを述べているのである。かかる立場に立脚しつつ、〇五年・十二月の革命の最も昂揚した時機にこの切取地綱領の改訂をレーニン自ら提案しつつ、次のような条件を採択したのである。

「社会民主党は、農民の状態を改善しようものであれば、地主所有地、官有地、教会領地、修道院領地、および皇族領地の没収までも含めて、農民のあらゆる革命的措置をもっとも精力的に支持することを、自分の任務としていることを、人民の広範な層のあいだに宣伝することをすべての党組織に委任する。」とオ四回大会で決議したのである。

ここにおいてレーニンは、「農民運動の経験の考慮」つまり農民の斗争が階級斗争の前面にあらわれる事態を見てこの修正を行ったのであつて、理論上の誤りを総括したわけではない。『ロシアにおける資本主義の発展』で分析した、ロシア農村の状態が基本的な二大階級、農村ブルと農村プロに両極分解してゆくという認識については、むしろ、農奴制の残存という認識を押し入ることによって、事実上の否定を行いながらも、いわゆる「資本主義発展一元史観」についての根本的な理論上の総括がなされてはいない。それゆえ、次に打ちだされる「土地国有化案」も基本的には切取地綱領の精神を継承するものとしてあり、只現実の発展がレーニンの意図をも越えて彼の理論展開の内容の革命性を支えていたと見ることがができる。

d 土地国有化の提案と農業発展の二つの道

「土地の黒い割替」運動は〇五年の革命の后退にもかかわらず大きな前進を示していた。レーニンはそれについて、ナロードニキのような共同体の維持に社会主義革命という幻想を排した上で「資本主義の発展、国内市場の成長、農民福祉の向上、共同体の分解、農村における階級矛盾の発展、農奴制的負債的奴隷制的旧ロシアのあらゆる痕跡の掃蕩をうながす巨大な刺激となるであらう」（全10P 151）と「黒い割替」運動に参加する農民の実践的意義を強調しつつ、支持を与え「土地にたいする地主の所有、地主的土地所有に対する戦いの中で農民は必然的にすべての土地私有一般の廃止を要求するまでになりつつある」、またその先進的代表にあつてはなっている」（同・P 161）と述べることによって、先きに「農業綱領の最大限は農民改革の民主主義的改訂以上に先にすすんではならないと考えるのである」（全6P 134）と言った彼の見解を越えて農民の斗争が展開されていることに注目しつつ「土地の国有化を主張するのである。つまり、レーニンにおいて、ここから、革命の性格を民主主義的と規定しつつも内容的には社会主義的ではないことへの転換があるのであり、権力を獲得することが当面する任務と指定され、土地の国有化は、プロレタリアートと農民を結合する環であることが明らかにされてゆくのである。換言するならば、「……一部のロシアのマルクス主義者が、ロシアのブルジョア革命におけるナロードニキ理論の意義について、近視眼流の非歴史的な判断をしているのは、かれらが地主的土地所有の没収ということを擁護しているがそのことの意義を深く考えなかつたからである」（全11P 233）としてメンシェビキス・ターリン等への批判を条件とした、トルドビキ（勤労派・農民議員団）等、ナロードニキ的傾向への再評価は、権力問題が

日程のほるといふ「土地国有がたんにブルジョア革命の「最後のことば」ではなく、社会主義の才一步である」ことの展望が具体的にひらけてきたことの認識に他ならない。これは〇二年以来一貫したレーニンの立場である。

それでは、土地国有に反対して、「土地の公有」や、「土地の分割」をうちだしたメンシェビキやスターリン等の誤りはどこにあるのであろうか、レーニンはそれを批判してロシアの農村における封建制の残渣の上に、農民の自然成長的・家父長的農業経営の基礎の上に、つまりそれらが分与地の直接的継承であるかぎり農奴制的雇役経済を解体するものではないと批判し、「一切地綱領」の誤りを再生産するものであると指摘している。「いまの分与地所有者のあいだでの分割は中世的土地所有を半だけ残すことであり」そもそもロシアの農民のあいだにはすべての支配階級・すべてのブルジョア政治家がうえつけた土地所有への狂信のかわりに「わが国の革命で農民革命家が土地国有の綱領をかかげて登上したことで証明されている」(全13・288)とロシア農民の西欧とは違う性格を説明しているのである。農民の性格に関するベダンチックなトロツキー的日和見主義(「『農民軍の銃剣』で革命が打ち破られたという認識)を否定し、革命后メンシェビキに近ずいたトロツキーへの批判を明らかにしつつ、現在の農民の要求に応えることが社会主義革命の罪をおしあける斗いであり、労農同盟の意義であることとを強調しているものであり、更にストルイビン反動に対する情勢判断を背景としつつ「民主主義的変革ののち、強固になつたブルジョアジーが(民主主義的変革は当然ブルジョアジーを強固にするが)労働者の獲物をも農民大衆の獲物をもとりあげてしまふか—それともプロレタリアートと農民が自己の進路を切開くために「ブルジョア民主主義的変革の可能な最大限としてまた、ブルジョア民主主義革命の勝利から、社会主義の真の勝利へのはじめへの自然に必要な一步」(10・173)としてこの土地の国有を提起したものに他ならない。その意味では、労農同盟論は社会主義革命までをも射程に入れたプロレタリアートと農民の革命的独裁として、ロシア的資本主義の発展の特殊性において提起されたものであり、十七年・二月〜十月にかけての労農同盟は別な視角から分析されなければならない。つまり、ストルイビン農業政策のもとで一定に形成された富農、地主経営のもとでの農村プロレタリアートの存在等の条件の相違である。だが基本的には〇五年の革命を舞台げいこととしてはいく、十月社会主義革命は成功したとの意義は否定されるものではない。そこにこそ、この労農同盟がロシアの特殊性に立脚しつつも帝国主義段階における革命の基本的構図をあらわしていることの根柢があるからである。メンシェビキの二段階戦略やスターリンの二段階戦略との根本的相違もかかる点であり、社会主義革命への推進実体の共通性に於いて結合された連続的展望でありマルクスから継承した永続革命論のガイストである。

註 一八六一年のロシアの農奴解放はクリミア戦争の戦費やその結果(敗北)による賠償による対外支払がもたらした農民生活の圧迫を要因とする農民一揆に対応する治安上の政策としてなされたものである。だが、本質的にはロシア資

本主義の特殊な原始蓄積の形態として扱えられねばならない。つまり、ロシア資本主義は戦争の結果によって示されたロシア経済の後進性を国家の財政支出による一挙的な工業化によって克服せんとするのであるが、その財政的根柢を農奴解放における土地の買戻金という農民からの収奪に求めているのである。その意味でこのロシアの原蓄はイギリス等の原蓄過程とは根本的に様相を異ならせるのである。またそれは外見上の不徹底、買戻金支払の連帯保証制などにもかかわらず「近代的」に再編成されたものに外ならない。

Ⅳ 部落解放斗争の前進のために

民主主義のための斗争は、プロレタリアートを社会主義革命からそれせ、もしくはそれを防害し、あまいにする恐れがあるなどと考えるならば、それは根本的なあやまりであろう。反対に完全な民主主義のための全面的な、一貫した革命的斗争を行なわないプロレタリアートはブルジョアジーに対する勝利を準備することはできない。(レーニン、社会主義と民族自決権)

部落問題はいりまでもなくプロレタリア日本革命にとつて決定的に重要な環であり、部落解放のための闘いなくしてその勝利はありえない。したがって、プロレタリアートの勝利なくして、つまりプロレタリア独裁の樹立なくしてその解放はないという一般的前提において済ませられてはならず、まさに問題としなければならぬのは、そのプロレタリア独裁の実現に向けての全人民的な闘いのなかで、部落大衆の部落大衆としての解放の闘いが如何なる位置にあり、さらにそれが如何なる意義をもつのかということを示すことである。その典型がまさにこの日向反革命に他ならない。「かかしのようながらくたを頭の中から掃除せよ」パンフにおいて明らかにしたように、日向反革命の部落解放斗争に対する関わりが、全くの欺瞞であり利用主義であることの根拠はまさにここにあるのである。

もちろん、本質的意味合いにおいてプロレタリアートの勝利なくして部落の解放はありえないが、単にかかる主張のみでは何らプロレタリアートのその勝利の実践的構造を示したことにほならない。さらに、そのことは現在における部落解放斗争の主体的積極的意義を否定することにつながり、さまざまな政治利用主義を生む根拠となるのである。その典型がまさにこの日向反革命に他ならない。「かかしのようながらくたを頭の中から掃除せよ」パンフにおいて明らかにしたように、日向反革命の部落解放斗争に対する関わりが、全くの欺瞞であり利用主義であることの根拠はまさにここにあるのである。

したがって部落解放斗争を担わんとするにあつての第一の任務は、現在、全国において展開されている部落大衆の部落大衆としての血みどろの解放の闘いが、プロレタリア独裁の実現に至る革命実践の総体のなかで如何なる意味をもつものとしてあるのか、このことを明らかにすること以外ではない。

さらに言うならば、この帝国主義段階において、部落大衆が如何なる主体として登上しているのかを説明することに他ならない。かかる基本的認識がないならば、その解放への実践的指向性、まさに革命的指針を鮮明に提起することはできない。

一章 日本帝国主義と部落問題

はじめに、

現在、狭山差別裁判糾弾斗争をはじめとして全国で部落大衆としての解放にむけた闘いが解放同盟と労働者、学生によつて果敢に展開されている。いまや、この部落解放斗争はプロレタリア革命にむけた実践総体のなかで重要な位置をしめてきており、このことは部落問題が帝国主義体制の根本的な矛盾のひとつとしてぬきざしがたく存在していること、またしたがって、この体制下において解決できない問題としてあることを示してゐる。

だが、同時に他方においてこれを闘う戦線の内部に一定の混乱があることも見ておく必要がある。それは、部落が独占資

本によつて不断に再生産されるということの分析を欠落させた結果、観念的差別糾弾に陥る傾向であり、また、権力の人民支配の手段として部落が同時にあることを見ず、経済主義的斗争に走る傾向、さらには、部落解放斗争を部落大衆の部落大衆としての闘いであることを否定し、政治利用主義を生みだす傾向、その逆の部落第一主義に排他する傾向である。

われわれは、かかる混乱を早急に克服し、断固として、部落解放斗争をプロレタリア革命の有機的一環であることを鮮明にし、部落大衆とプロレタリアートが一致団結し、独占資本とその権力と闘い帝国主義を打倒する一大戦線、反帝戦線を構築しなければならぬ。現在帝国主義国家権力の攻撃が人民と人民の分断、民族と民族の分断としてあることを見るならば、まさにこのことは緊急かつ重要な課題であると言わなければならぬ。

部落大衆の血と涙の歴史は、今こそプロレタリアート、と全ての人民の共同の闘いによつて、終止符がうたれねばならない。

(一) 戦后独占資本の形成と部落

敗戦によつて日本帝国主義はそれまでの寄生地主制・高率小作料と低賃金を基礎にした農業と軽工業(綿・絹工業)を中心とする再生産構造の根底的崩壊に追い込まれた。このことは国内における封建的な集中的搾取機構の解体のみならず、植民地からの移入による食料確保、したがって安定的な労働力確保の体制が崩壊すると同時に、軍需工業の市場の喪失、原料確保機構が音を立てて崩れることを意味しており、まさに、日本帝国主義の死活を制するものであつた。したがって日本帝国主義がそれとして再生し自立、発展するための根本的な条件として、原料基盤・エネルギー源にさかのぼつての全体的再生産機構(技術革新や産業編成)の根底的再編と変革が必要不可欠なものとしてあり、その決定的テコとして、重化学工業部間の強行的創出であつたのである。したがって同時にここにおいて歴史的には、「民主的革命的規定が与えられる土地改革と労働運動の合法性の保証という政策が現実的にはきわめて反革命的な性格をもつ政策として、資本によつて強行されたのである。ここにそれ以後強大な高度成長を遂げるころの戦後日本帝国主義の内在的根拠があるのである。

だが、こうした日本帝国主義の戦后過程における高度成長を規定する内的条件とともに、他方においてこれを同時に規定した外的条件、戦后世界資本主義の歴史的段階との関係もみなければならぬ。

ここでの新しい特徴は、一七年ロシア革命以降資本主義の原理を否定しこれと政治的、軍事的、経済的、思想的の総体にわたつて決定的に対立するところのプロレタリア独裁国家の成立である。資本主義的世界から世界社会主義に至るこうした急速かつ激烈な体制移行期、過渡期世界として位置づけられる戦後世界は、また死活的階級的激突の時代に他ならない。この時において、帝国主義権力もちるる最後のものはゲバルト以外の何物でもなく、徹底した軍事最優先の死活的総動員の恒常的「反共反革命」体制である。

アメリカ帝国主義を中心とするところのこうした戦后世界資

本主義体制の編成替えは、核を基軸に、軍事基地を世界中に配置し、軍隊を配備しB2と原子力潜水艦の世界のパトロールを行なり恐喝と威嚇の体制に他ならず、他方、軍事同盟と経済援助、軍事援助をもつてする後進諸国、後進帝国主義の巻き込みによつて「プロレタリア独裁」国家を封じ込めんとする政策であつた。こうした戦后世界体制の特殊性と結びつけられてのみ、戦后日本帝国主義の重化学工業を中軸とする高度成長、アメリカ帝国主義に依存した資金と技術による壮大な重化学工業部門の創出、およびアメリカ市場の増大という形による高度成長があつたのである。

したがつて、敗戦による日本帝国主義のそれまでの産業構造の根本的な再編が戦后世界体制の危機的深化、アメリカ帝国主義を中心とする軍事、政治、経済にわたる反共反革命体制という歴史的段階でのみ可能であり、こうした、体制移行期の激化する革命と反革命の矛盾、とりわけそれが集中したアジアの緊張、それへの強盗的侵略反革命を行なうことによつて日本帝国主義の再生と強資本蓄積による高度独占的發展があつたのである。

だが他方、こうしたアメリカ帝国主義を中心としたドル撒布による体制危機への対応、反共反革命軍事総動員体制の必然的結果としてドル危機を迎え、さらには民族解放斗争に対する軍事的敗北が相乗し、こうした戦后世界体制が再び根本的危機へと現在、追い込まれている。これへの再度アメリカ帝国主義の政策が六九年、日米共同声明に始まるところの一連の政策、新経済政策、及び訪中、訪ソという強行的強盗的政策である。

さて、こうした連続的体制危機の中で起死回生を図つたところの日本帝国主義が産業構成の転換としての重化学工業の強行的創出、独占の形成は、いかなる構造のもとでなされてきたのであろうか。

それは、まさに敗戦直後における過剰人口の低賃金、無権利労働の利用、インフレ政策が始まるところの国家権力の介入による飢饉的低賃金の創出と低米価に他ならなかつた。農地改革による農業生産力水準の上昇は、主食自給の安定をもたらすと同時に米価の上昇を促したが、その経営規模が零細であるが故に、農家は米作再生産のみによつては自己の家計を自立、維持させていくことはできなかつた。ここに家計補充、家計軽減のための出稼ぎおよび工業労働の流出を余儀なくされた根拠があるのである。工業はこれに対応してこうした大量に排出される労働力を安価に受け入れることによつて高度成長に必須な労働力を確保することができ、さらに戦後の教育改革によるところの練成度の高い、まさに重化学工業の新鋭労働力の確保が保証されたのである。

すなわち、国家権力の全面介入による米価統制によつて、零細非自立経営を維持していく一方、労働力の都市への流出を図り、独占的重化学工業の発展の基礎を支えていくという構造の創出であり、すなわち低米価—低賃金の独占的政策に他ならな

50。だが、かかる構造的基礎のうえに巨大な高度成長を遂げた日本帝国主義は、その中軸たる巨大化、高度独占化された重化学

工業独占体とそれ以外の中小零細企業、零細農業との間に巨大な生産性格差をつくりだすことになつた。つまり、戦後の産業構造の封建的絶対的支配のもとでの軽工業中心のそれから重工業を軸にした根本的転換と、その独占的發展は、農村における極零細農業の固定化、分解、また都市における中小零細企業の非自立的規模の固定化と分解という両側面の流動的狀態におきつつそれに確固として乗りかかることによつてのみあつたこと必然的結果である。こうした中小零細企業と零細農業の広汎な存在はしたがつて、産業構造上の偏寄性は、一定の発展段階においてそれが独占的高利潤の強行的悪無限的追求の桎梏となつてこざるを得ない。なぜなら、巨大独占はこれら中小零細企業、企業群の自己のもとへの系列化と整理と量的圧縮、すなわち近代化の合理化を強行せざるを得ないにもかかわらず、その築かれた格差が巨大であることによつて、さらにはかかる二重構造こそが独占の基礎であることによつて、それを行うことは、社会的、経済的基礎を自から破壊するというドロ沼におちこまざるをえないからである。

かくて、強資本蓄積、高度独占は対極において広汎な零細非自立中間層を形成し、さらにかれらを圧迫し切り捨てることによつて、自らに敵対する「階級」へと形成せざるを得ないという解決し難い矛盾の中に自ら転落していくのである。

以上、われわれは、戦后日本の独占資本が形成される過程、その内的条件、および外的条件、そしてその結果を概略的にみてきたが、ではいつたいこうした中で部落と部落大衆はいかなる状態におかれてきたのかをみなければならぬ。

日本帝国主義は敗戦によつて、それまでの封建的零細耕作II寄生地主制とそれによる高率小作料と低賃金の有無をいわずに搾取という構造を上からの「民主的」変革をもつて産業構造の根本的編成を行つたことは最初に述べた。

こうした戦後の改革に至るまでの天皇制的絶対主義的支配のもとでの部落大衆は、農村部落においても都市の部落においてもきわめて苛酷な搾取と抑圧のその最下層におかれてきた。たとえば、農村においては、その大部分が寄生地主に支配された小作人であり、その条件はきわめて悪く、一般に小作人のものとしてできるのは収穫の三〜四割であつた。はなはだしきところは表作の米は全て地主のもので、小作人はその裏作(麦、ひえ等)のみというのもあつたと言われている。また部落の小作人は、一般の小作人と違つて、たんに高率小作料をとられたのみならず、その耕作の条件がきわめて劣悪で住宅から二〜三里(一〇〜一二軒)以上も離れていたり丘の斜面であつたり、谷間であつたりした点において、一層の貧窮を強制されていたのである。またその商工業(部落産業)においても同様であり、部落外大資本のもとに従属させられた血縁にもとづく非自立的零細経営であり、さらにその下に働く部落大衆は極端な低賃金と苛酷な労働条件を強いられていた。

では、このような部落大衆の置かれてきた劣悪な条件は、戦後の変革—独占の形成の過程において、取り払われたであろうか。それが全く否であることは火をみるより明らかである。戦後の農地改革は、今まで見たように、米作の再生産を破壊し食糧自給を危機におとしめる水準より高く、だが、同時に米作中

心で生活し自立専業の自作農の水準より下に置くことによつて
零細非自立経営を固定化し、また分解することによつて独占資
本が高度成長を遂げてきたことを明らかにしてきたが、こうし
た「生かさず殺さず」の独占政策は、一〇、五ヘクタールの農
地をもつ農民に対して言えることであつた。

それまでの農村部落は、たとえば、一九三一年、中央融和事
業協会が二六府県、七〇一部落についてまとめた報告によれば、
農家戸数一六四九三戸の平均耕作反別は四四反で全国平均一〇、
五反の半分に満たないうえに、そのうち自作はわずかに一六%
で、五三%が小作であつたのである。全国平均では自作三一%、
小作二七%であつたから、部落農家は自作は一般農家の半分、
小作は逆に二倍である。かかる戦后に至るまでの部落農家の状
態を三反未満の耕作者を改革の対象から外した農地改革によつ
て、何を改善しうるだろうか。昭和四二年の各府県「同和地区
実態調査表」によれば、三反未満が約半分近くを占めており、
五反未満だと六〇〜七〇%になつており、部落農業がいかに零
細であるかが分る。農民に対する独占的政策が「生かさず殺さ
ず」であるならば、部落の場合は「生かさず、生かさず」の政
策であつたということが出来る。

戦后の主に重化学工業への集中的設備主導型の高度成長政策
は、農村部落にとつて壊滅的打撃であつたばかりでなく、それ
以前から身分零細の貧窮的生活を余儀なくされてきた全ての部
落大衆のその職業と生活と生命を破壊せんとするものであつた。
たとえば、封建社会において差別される代償に与えられた皮
革業は、それにもかかわらず、国外、国内の原皮を問わずその
大部分を大手商社と大皮革資本に独占され、一部は解体され、
一部はそれに従属し細々と下請けすることを余儀なくされてい
る。一九五七年通産省編「中小企業総合基本調査報告書」によ
れば、製革業一〇人未満の零細企業の割合は七三%で、一〇〇
人未満の小企業まで含めると九七%でこのほとんどが部落企
業である。こうした極一部の大資本の支配のもとでなおそれが
維持されているのは、部落労働者のおどろくほどの低賃金によ
つて支えられているからに他ならない。だが、こうした極零細
企業も独占による強盜的利潤の獲得の盲目的衝動に、さらに圧
縮され切り捨てられることは疑いないことであり、また今日に
おける資本自由化は、さらに一層、部落零細企業を破壊してい
くことは必然である。こうして切り捨てられたところ
の部落大衆は、熟練労働者から一転して不熟練労働者に転落
し、したがって否応なく肉体労働を中心とした不安定な単純勞
働に従事するか、縁故をたよつて同種の職業を求めて移転する
かせざるをえないのである。

以上のように、零細非自立農、企業が独占による強資本蓄積
とそれを助成するところの国家権力による一方でのさらに零細
におとしめる形での固定化、他方での解体、破壊は一般
かつ必然的現象であるが、それが部落の場合は、さらに一層そ
の規模が零細であることと、加えて、歴史的に不当に差別され
る身分を背負うが故に、さらなる悲惨をなめさせられてきたのであ
る。こうした例の典型が筑豊炭坑である。(この詳しい紹介は
上野英信氏の「追われゆく鉱夫たち」岩波新書がある)筑豊炭
坑が日本資本主義の発展に果した役割はいうまでもない。だが、

それを最下層において担つてきたのは、大部分が部落大衆であ
り、農村を追われた無産大衆でありまた囚人であつた。炭坑
独占資本は、そのうちでもとりわけ多数を占めていた部落大衆
に、坑内の職場においてもつとも危険な仕事を強制しその生活
の細部においても、それと分るように差別し、反抗すれば所か
まわずテロ・リンチをかけ、まさにタコ部屋奴隷労働を強制し、
暴利をむさぼつたのである。だが、エネルギー源が石炭から石
油に変わるや、こうした強盜独占炭坑資本は一斉に引きあげた。
その補償はもちろん、何ヶ月もの賃金をも踏みたおしてである。
今、筑豊にあるのは鉾害とボタ山と失業者である。ちなみに、
いうならば、「炭坑節」は部落大衆の労働歌であつたというこ
とである。

われわれは、戦後の強資本蓄積高度独占の形成が同時に零
細非自立農・企業、一般民衆そしてとりわけ部落大衆のその職
業、生活、生命の解体、破壊の過程であつたことを見てきた。
また、この過程は一方において、かかる日本帝国主義が内にも
つところの論理によつて、他方で、戦后世界体制の崩壊的危機
段階にあつて、必然的に、産業構造の再編合理化を行ない、
過渡期世界の矛盾の集約点たるアジアへの政治・軍事・経済に
わたる侵略反革命を強行せざるを得ないところのものである。このことを
鮮明に示しているのが一方における六九年の日米共同声明には
じまるところの田中の訪中、訪ソ、そして今度の訪米によるそ
れぞれの共同声明であり、他方の新全国総合開発計画に他なら
ない。

(二) 新全総と部落産業

新全総について具体的検討に入る前にその背景について述べ
る必要がある。

先に見たように、現代世界は資本主義世界から社会主義へ急
速かつ激烈に移行するところの過渡期世界であり、文字どおり
革命と反革命が激突し交差する革命戦争の時代に他ならない。
帝国主義は、したがって、政治、経済、軍事の持てる一切を
総動員し、もつて反共反革命体制を構築することこそが現下の
主要な任務なのであり、アメリカ帝国主義を中心とするIMF
IGATF体制、ドルを基軸通貨とすることによつて世界中に
それを撤布する反共反革命総動員体制こそその表現であつたに
もかわらず、ドル危機に収約的にあらわれたアメリカ国内の
経済的矛盾の一挙的爆発によつて、さらにはベトナム・インド
シナ人民の不屈の永続的奮闘によつて、かかる反共反革命総
動員体制、すなわち戦后世界体制は根底から崩壊してしまつた
のである。そのことは、六九年グアム・ドクトリン、そして日
米共同声明から、いわゆる新経済政策、訪中、訪ソとしてアメ
リカ帝国主義自ら宣言したのである。

このことは同時に、今回の田中訪米による日米共同声明が鮮
明に表現しているように、日本帝国主義の政治、経済、さらに
は軍事にわたる侵略反革命、アジアにおける反革命盟主として
の登壇を意味していることは疑いない。

一節において述べた如く日本帝国主義の再生、発展、つまり
強資本蓄積高度独占の形成がアメリカ帝国主義を中心とする
反共反革命総動員体制のためのドル撤布のもとではじめて可能

であつたのであり、そうであるならば、この戦后世界体制の崩壊は同時にまた日本帝國主義の危機を示すものに他ならない。ここにこそ、日本帝國主義の戦后世界体制の中で存在したところの地位、およびその構造を根本的に変革し再編成するところのまさに火急の任務があるのである。

したがつて、この点において六九年日米共同声明以降アメリカ帝國主義と対応するところの日本帝國主義の動向、さらに今から検討せんとするところの新全総の存在の意義を語らねばならないのである。

こ減を踏まえ、以下検討に移る。

六九年五月三〇日をもつて閣議決定された「国土の総合的な開発の具体的計画」をあらわしたものである。構成は四部からなり、一部国土総合開発の基本計画、二部地方別総合開発の基本構想、三部計画達成のための手段、第四部沖繩開発の基本構想となつてゐる。

まず、前文において「開発の基本的方向」が示されており、三〇〇年代の高度成長によつて土地利用の硬直化をもたらした、現在もなお深刻化しつつあるとして、「都市の過大化の防止と地域格差是正が重要かつ緊迫した地域的課題」であることと認識し、「人口と産業の効率的分散を図り、しかも国民経済的に見て高い開発効果を発揮する」ことが要請されるとしてゐる。そのためには「国土利用の抜本的な再編成を図る以外にならざる」としつつ、そのことは同時に「新しい社会への対応」でなければならぬとして世界的には「宇宙開発、海洋開発、生命科学、人間工学」等の研究と技術革新であり、国内的には「レジャー利用技術の開発等による情報システムの変革、超高速大容量の輸送手段の開発等による輸送革命、原子力技術の進歩、新材料の出現等による生産形態の変革、海水の淡水化技術の開発による水利利用の変革、住宅建設、都市開発等技術進歩による環境の変化」を目指しつつ行なわれるものであるということである。そしてこうして「国土開発」と「技術革新」は「世界にもまれな高密度経済社会」を形成するために必要不可欠であり、したがつて、「国民の創意、工夫」にもとづいた「地域住民の合意と協力」を要請するとしてゐる。

以上の「国土総合開発」における彼らの「基本的姿勢」は一言で言えば、これまで日本経済は高度成長を遂げてきたが、地域格差の拡大、国土利用の硬直化がはげしくなつてきており、(今まではこれが高度成長の基礎であつたのだが、その枠内での発展が限界に達している現在では)、これは更なる高度経済成長のための壁となつており、急ぎよ、再編成が要請されると同時に、また他方において(高率超過利潤を生む)新たな産業部門を開拓しなければならぬというものである。

したがつて、この新全総こそは、一節においても述べたように、世界資本主義の危機段階に対応するところのさらなる強資本蓄積と高度独占をめざした国家権力の介入による資本の有機的構成の強行的高度化、および産業構造の再編と変革に他ならない。したがつて、独占資本と国家権力による独占資本のための計画以外ではありえず、第一部第三の二生活のフレームで主要に描くところの余暇時間の増大であるとかエンゲル係数が大幅に減るといふバラ色では決してないということである。

これをさらに証明するために第一部第四計画の主要課題の分析に移つていこう。

その一、国土開発の新骨格の建設で書かれてゐるのは、要するに(1)というのは何度も同じことを繰り返したり、項目ごとの関連がなく、あいまいで、バラバラであるからだが、(2)国際交流の緊密化に対応し、中枢への管理機能をより合理的かつ高率に行うため新ネットワークを形成することである。具体的には「首都東京をはじめ、中枢管理機能の大集積地である札幌・仙台・名古屋・大阪・広島及び福岡を結びながら、全国の地方中核都市と連結」というものであり、それはデータ通信、ジェット航空機、新幹線鉄道、高速道路、高速コンテナ船等の整備拡大を以て行なわれるとしてゐる。

その二、産業開発プロジェクトの(1)農林水産業の主要計画課題においては、食料供給基地の配置と編成として大規模農業・大規模畜産。および漁業における技術革新、高生産性のための編成を実現するため北海道・東北および九州地方については主として大型蓄産地化、また「首都圏の内陸部・中部圏および近畿の内陸部および日本海側並びに中、四国地方については耕種他、中小家畜生産」、更に「大都市の周辺地域については、生鮮食料品の近郊供給地」としてそれぞれ設定し、整備するといふものである。次に(2)工業の主要計画課題においては、「今後わが国工業は機械工業等高度加工部門の成長に主導されつつ発展を続け昭和六〇年には昭和四〇年の五倍を越える規模となる」として鉄鉱・石油化学の基幹産業の生産機能および規模更にもその基地の飛躍的な拡大を図るといふものであり、そのための既成大工業地帯からの工場分散、またそのための新たな地域開発を行わなければならないとして、更にエネルギーと原材料需要の増大に応じた原子力開発、発電基地の建設、そして大陸棚敏物資源の開発を行うことである、としてゐる。

以上、みただけで分るように、プロレタリアート人民、大衆の利益とはおよそかけ離れた独占資本の強盜的策路以外ではなく、バラ色の社会を建設するかの如く装つたベテンの詐欺的計画である。何故ならそれは第一に、地域住民大衆のその生活と職業を奪うことなしにはできない計画だからであり、第二に、広汎に存在する零細非自立農・工業を大量圧縮し切り捨て、解体を伴わずにいれないからであり、さらに、第三に、かかる計画の達成に必要な膨大な資金のために、人民への重課税とあらゆる形態での搾取がともなうことは必至だからである。そしてさらに重要なことは、かかる独占資本の合理化と産業構造の転換は、それが必然的にもたらす矛盾を国内の人民のみならず、同時に国外、とりわけ後進国の民族、人民にも転化するといふ意味においても断じて許さるべきことではないのである。

したがつて、新全総をかかるとらえるならば、ここにおける部落の問題はより一層鮮明な形をもつてあらわされてくる。

部落産業が主に皮革および食肉、竹細工等において存在し、その形態が部落外独占資本のもとへの従属・系列として、したがつて家内工業的地縁的零細的および非自立的であることを見るならば、この新全総がこれらを破壊し解体することは全く明らかである。

この点において新全総の反人民性、反革命性があるものであり、新全総と闘うことの意義が与えられ、また同時に部落大衆がその生活の全般において抑圧・搾取されているが故に、彼らが革命的に決起することができるのである。

また、この新全総が最初にみたように、戦后世界体制の崩壊期と結びついてあったことと関連して、これに対する部落大衆を先頭とする闘いの圧倒的実現は、日本革命のみならず疑いなく世界革命への大胆な序曲となるであろう。

われわれは、以上のことを踏まえ、さらにこうした階級情勢において、帝国主義国家権力が行うところの同和対策、融和主義攻撃の決定的な反革命性を批判しておく必要がある。

(二) 国家権力の融和主義攻撃について

われわれは、以上一・二節において主に独占資本のその盲動的運動、構造が必然的にもたらす部落への抑圧、搾取の形態つまり、経済過程の側面からの分析を行ってきた。これに踏まえて、ではいったい支配階級の部落大衆とその闘いに対する攻撃はいかなるものとしてあるのかを次にみななければならぬ。部落解放にむけた部落大衆の闘いはこれまで幾多の限界を孕んでいたとはいえず、人間ではないかのような社会の差別と経済的貧窮への怒りと不満による自主的な闘いとして常に斗われてきた。こうした部落大衆の存在とその闘いは、支配階級にとつてきわめて危険なものであることは、大きくは、大正の米騒動、また六〇年安保を前後する全人民的昂揚期に部落解放運動がそれと結びついたことを見れば明らかである。したがって、こうした部落大衆とその闘いに対して何らかの政策をうたざるをえないのは当然である。かかる支配階級とその権力による政策が部落大衆の自立的な闘いに対する反動的対応の性格をもつことから、それが露骨に強化され、巧妙に仕組まれるようになるのは、一九二二年部落大衆のはじめの全国的組織である水平社が創設されてからである。これによって全国で差別者に対する徹底的差別糾弾闘争が展開されるや、権力は、これを犯罪として取締まる態度に出る一方、それまでの融和団体を動員し組織の解体策動を図るとともに、部落改善事業を地方改善事業と改め、その予算を一挙に二倍半に増額したのである。だが、この時期における政策は、むしろ治安維持のためのものであり、露骨、かつ強権的な形態をもつものであった。

支配階級が一九三五年「融和事業完成十ヶ年計画」として全面的に融和政策にのりだしたのは、全国水平社の闘いの発展に對して、組織解体が不可能であることを見てとつたからに他ならない。こうした融和政策的融和政策に對して、全国水平社は「欺瞞的改善施設および反動融和運動排撃」のスローガンをもつて闘いつつも、かかる権力の巧妙な政策をうち破ることはできなかったのである。

こうして融和政策的部落大衆とその闘いに対する攻撃は、直接的な形態を軽換し、同情融和をもつてするより巧妙な、したがってベテシ的詐欺的形態にすることによって、その効果をねらってきたのである。このような統治形態とその性格は、一九六三年の同和对策審議会答申、およびそれにもとづく六九年同和事業特別措置法、そこから始まる「同和事業十ヶ年計画」の中

においても貫ぬかれていたのである。

こうした権力の側からする政策が、部落大衆の闘いによってひきだしたという点を強調して、そこに貫ぬかれていく権力の企図を見抜かないならば、それは自らの敗北を自ら準備するに等しいといつていいだろう。

融和政策的部落大衆の部落大衆としての解放への闘いに対する攻撃の形態が変化したとはいえず、やはり、その本質的ねらいは、それが他の人民諸階層と結びつくことを阻止・分断することにあることは疑いないことであり、また同時に、こうした政策によつて、「今日部落として問題とされるのは、その劣悪な生活環境であり、その職業を通じての経済的低位性である」(「六〇年同和行政の手引」同和事業事務研究会)から、これを補助し「改善」すれば、部落はなくなるといふイデオロギーの流布によつて、部落大衆の闘いを、権力にとつて安全な経済主義へと墮さしめることにあるのである。

こうしてわれわれは、徳川幕藩体制のもとで階級支配の政策として作りだされた身分制度が、今なお厳然として人民支配の手段として利用され、温存・助長されていることをはっきりと見ておかねばならないと同時に、日本帝国主義の七〇年代におけるアジアへの侵略反革命がさらに激化するにつれて、権力の部落に對するかかる融和主義攻撃が一層、熾烈になることをわれわれは決して忘れてはならない。

二章 部落解放斗争の戦略的意義

(一) 封建身分としての部落民

今日の部落民という身分の形成は、直接的には徳川幕藩体制のいわゆる士農工商という身分制度の下につくられた「エタ・非人」制度にもとづいている。これは明らかに、階級支配の政策であり、当時の支配的産業である農業を担う農民からの搾取のいわゆる「生かさず殺さず」の状態を維持し強化せんがためのものであった。さらに「エタ」と「非人」をそれぞれ区別し、法制的には「非人」は「エタ」より下の身分におかれたが、一定期間、または近親者の願いなどによって「非人」は平民にもどることができるようになっていた。このように最下層の身分である「エタ・非人」の内部にあつても、それぞれ両者がいがみ合うように巧妙に制度化されていったのである。徳川幕府のこうした階級支配の政策としての「エタ・非人」制度は、とくに後期における部落大衆のさまざまな果敢な闘い、(一七八六備後福山の一揆、一八三三紀州一揆)これを鎮圧するのにも部落大衆が捕吏として使われている、さらに一八三七の大塩平八郎の乱などに多数の部落大衆が加わっている。

また、幕末における幕府のなかに「エタ・非人」制度を廃止するという動き、さらには倒幕の軍隊に部落大衆が組みこまれ積極的な役割を果たす、等々のさまざまな解放への歴史的局面があつたにもかかわらず、そのまま明治時代へと引き継がれていくのである。

明治になつて太政官布告第六一号、いわゆる解放令が發布され、エタ・非人は「法制的」には解放された。「えた非人等の称廢され候条自今、身分職業とも平民同様たるべきこと」といふこの解放令は、全国の差別に苦しむ部落大衆にその当時にお

いて希望をもたせ、喜ばせたが、それは、形式以上のものではなかつたのである。これに関して戦前の水平運動の主軸を担つてきた水平社の「部落委員会活動」(一九三三年)の方針書にも「解放令は只一片の形式的な布告にすぎなかつた。それは被圧部落を解放したのではなく、封建社会より資本主義社会へ、新たな最も悪い悲惨な地位を与え、最下層民として置きかえただけである。」といつてゐる。事実その年結婚の自由、田畑作物栽培の自由、その翌年に農民の土地所有及び、田畑売買の自由が認められ、またその翌年には地租改正が行なわれたが、どれひとつとつてみても、部落大衆の利益になるものがないどころか、ますます貧窮のどん底におとしこむものであつた。この解放令は時の明治政府が、資本主義発展に近代国家の形成という見地から、変革の一環としてうちだしたものであるといふことは言えても、つまりそれが客観的にブルジョア的改革であつたとしても、彼らが社会的に差別された階層および身分を根底からなくすつもりではなかつた。またさらにこの解放令を含めてこの時期におけるさまざまな改革が資本主義の形成という点からみれば、それらが客観的には積極的な意味をもつといへても、それから始まるだろう日本資本主義が原理的發展を遂げるといふ意味においてはそうなのではない。つまり賃労働の創出ということも歴史的にはきわめて制限されたものとして発展していつたのである。これは日本資本主義の形成期が世界資本主義が帝國主義段階に突入するという時期にあつたといふことに起因してゐるといえる。日本資本主義の形成發展のかかる特殊性のうちに部落大衆は特定職業、特定身分、特定地域にしばりつけられ、さまざまな政策によつて苛酷な搾取の対象として温存されてきたのである。

もちろん、徳川時代のそれのように全く固定的だつたというのではない。たとへば、典型的な例としてよく引合ひに出される奈良県小林部落は、明治末から大正にかけて、神戸への大量の移住があつたといわれている。だが、かかる事例をみて、資本主義の發展が部落を解消し部落大衆を近代賃労働者化すると考へるのは早計であると言わねばならない。資本主義の發展につれてたしかに部落が流動化したのであるが、しかし、そのしかたは、決して部落大衆をその貧困から解放するということによつてではなしに、ますますその貧困におとしめる形においてであつた。事実、都市に流動した人びとは、その都市に前からあつた部落、あるいはその他の貧民、スラム街に集中するのである。この典型的な例として神戸の番町部落があげられる。

このように資本の原始蓄積期において、部落大衆の賃労働者化が進んだことは事実であるが、それは部落を解消することによつてではなく、新たに部落を形成または拡大する形でなされたものであつた。部落大衆がたとえば農村部落から逃れながらも、再び都市の部落、及びその他のスラムに集中せざるを得なかつた原因として、第一には彼等にまつわりついでいる特定身分ということがあげられるが、客観的には彼らは、賃労働者化するといふ点において、不熟練労働力をしか所存しておらず、かかる不熟練労働力を需要とする地域に集中せざるを得なかつたのである。先にあげた神戸番町部落は、神戸港の發展とともに増大したのである。

このように部落は解消されるどころか、ますます貧窮の淵に追い込まれ、特定身分、特定地域、特定職業にしばりつけられることによつて、日本資本主義の發展の犠牲にさらされてきたのである。それは如何なる部落を問わず部落大衆は部落大衆であることによつて、つまり封建的身分であることによつて苦しめられさらに、今後も危機における日本資本主義の産業の再編と循環によつて、その苦しみを加重されることは疑いない。ともあれ、われわれはこの章において特定地域としての部落が、特定身分としての部落大衆が資本主義社会の中においても徳川幕藩体制のもとで階級支配の政策としてつくりられ、明治の解放令によつても、その後の資本主義の發展によつても、解消されず現在に至るまで、苛酷な搾取と差別をさけつつ残されてきたことをみてきた。したがつてここではわれわれは、部落大衆がまさに部落民という封建的身分であつたことに起因してゐることを確認して次にうつらねばならない。

(一) プロレタリア革命の実践主体としての部落大衆

前節において、部落大衆が特定地域、特定職業、特定身分として存在することが封建的なもの残存であることを確認してきた。このことが意味するものは、資本主義がプロレタリアートとブルジョアジーの基本的な二大階級への分裂という型において發展しえないことを示すものに他ならない。資本主義はこうした矛盾を謂わば危機的に自らを帝國主義への段階的推転として「解決」せんとするのだが、それは欠けて資本主義の延命を保証するものではありえず、レーニンが「帝國主義論」において明らかにしたように「死滅しつつある資本主義」として、まさに危機的矛盾の集約的表現としてあるということなのである。

日本資本主義も日露戦争後、資本の集中を行ない、独占資本を形成し、帝國主義段階に突入する。この過程において、いわゆる伝統的な部落産業(とりわけ草履表、下駄表、皮革産業等、その多くは、弱小な家内工業であつた)をより一層衰退せしめ、部落大衆を貧困につき落した。それは、一方においては部落外大資本に隷属させられる形をとり、他方においては、解体させられ、土木建設工事、沖仲仕等単純労働等前節で示したように、新たな部落大衆であるが故の貧困へと追い込まれたのである。

かくして、独占資本主義としての帝國主義は、自らの独占利潤の獲得のために、封建的なものを解消せずして、逆にそれを搾取の対象として自らの体制のうちに組みこんできたのであり、したがつて帝國主義の成立のそもその基礎が、かかる封建的諸關係に対する暴力的な徹底した搾取にあるといふのである。このように問題を見てくるならば、帝國主義段階における封建的なものから解放が決して民主主義一般において語りえないということが明らかになつてくる。もちろん形式的にいうならば、民主主義の課題に他ならないが、資本主義それ自身がかかる民主主義の実現を反動的に阻止するやうな帝國主義段階においては、その民主主義の実現の内容が転質を余儀なくされるのである。ロシアにおける君主制や封建的土地所有の廃止というブルジョア革命の課題が最後の解決されたのは一〇月革命によつてであつたし、また中国において

も、農民問題の解決が、反帝国主義斗争においてのみ実現され
たことを見るならば、帝国主義段階における封建的なものから
の解放が、プロレタリア革命の実践的遂行のうちにのみ実現さ
れることはや明白である。したがって、今日における農業
―農民問題、すなわち土地革命の問題がそうであるように、ま
た封建的身分としての部落大衆の解放の課題もまたプロレタリ
ア革命の有機的課題として語られなければならないのである。
ここにこそ、帝国主義ブルジョアジーの宥和政策と断固として
対決しうるかいかの鍵があるのである。

補足するならば、いわゆる戦後の日本資本主義論争は、講座
派、労働派の両者とも、封建的なものと資本主義的なものを段
階的にとらえるという点において共通の誤りを犯し、さらには、
そのことを日本一国内の枠において論ずるという決定的限界性
をもつものであった。このような把握からする実践的帰結はま
さに反動をしか意味せず、帝国主義に対する闘いの主体をも殲
り去る危険をもつたものであるといわなければならない。

(注) これまでのこうした資本主義と封建遺制に関する議論は、
一般的に封建遺制ではないとか、単純な封建遺制としては片づ
けられきいかいつたきわめてあいまいな定義づけが行なわれ
てきたのだが、それではどういふ意味において一般的ではなく、
単純ではないのか必ずしも明らかにはされていないのである。

これは、資本主義が封建的なものを絶えず解消していくとい
う先駆的認識に、その根拠をもつのであり、資本主義のうちに
残存せられている封建遺制がいかなる役割を果しているのかと
いう実証的分析を放棄した結果なのである。こうした科学的分
析を行うならば、二段階戦略などが生れてくる筈はないのであ
る。

したがって、われわれは、今見てきたように帝国主義が封建
的なものにそれ自身の成立の支柱を置いていることを見ぬこと
によつて、その打倒がプロレタリアート本隊のみならず、
形式的には民主主義勢力といわれる部分においても積極的に担
われなければならないことを強調する必要がある。したがって、
今日における封建的身分としての部落大衆の部落大衆としての
解放のための闘いは、徹底して帝国主義打倒のための闘い以外
ではありえず、この闘いなくして勝利はなく、また解放もあり
えない。

これらのことが鮮明に示しているのは、したがって、部落大
衆はプロレタリア革命の実践的主体たりうるということに他な
らない。

(イ) 部落大衆とプロレタリアート

部落大衆が今日においてもなお、多く、生活環境の劣悪な特
定地域に、縁古にもとづく特種な特定職業にしばりつけられて
いる現実には、部落民であるという封建的身分によつて差別され
てきたことの結果であることはや疑いない。したがって、
部落大衆の部落大衆としての闘いは第一に身分斗争として基本
的に設定しなければならぬ。このことを重視することは部落
大衆のこれまでの悲惨と屈辱の歴史を否定することにつながる
のであり、断じて許されてはならない。こうした身分斗争が政
治的、経済的要求と相違つて断固として遂行される時、前節に

おいて明らかにしたように、部落を自らのうちに深く組みこむ
ことによつて体制的に存在している日本帝国主義を根底から突
き動かす闘いとならざるを得ないのである。そして同時に、こ
の体制の中で、部落大衆への搾取と差別の上に存在してきたと
ころの一般人民大衆の「社会意識としての差別観念」を打破し
共に日本帝国主義を打倒する闘いの水路を切開くことができる
のである。

部落大衆のかかる身分斗争は、糾弾斗争として表現されるが、
この糾弾は基本的には、裁判所、警察、役所その他公的機関、
団体等が政治的、経済的に具体的形をもつてなした場合、その
廃止、若しくは改良の要求をもつて徹底して行使されるべきで
ある。さらに、こうした糾弾権は部落大衆の固有の権利である
ことを承認しなければならない。

これが意味するのは、われわれがその歴史においても、また現
在においても客観的に加害者であることを認めるといふことで
あり、またわれわれ自身のうちに差別観念がひそむことを認め
るといふことに他ならない。したがってまたこのことは同情融
和がいかに犯罪的であるかをわれわれにつきつけ、われわれの
なすべきことが何であるかを根底的から非妥協的に問いつける
という点において重大な意味をもつのである。このことによつ
てはじめてわれわれは部落大衆との連帯をかちとる主体へと自
らを形成する根拠をつかみうるのである。

水子社以来、一貫として糾弾斗争を闘い抜いてきた部落大衆
に対して、「部落第一主義」なる罵倒を浴せてきた日共は、部
落大衆が自ら身分組織をつくり身分斗争を行うことの意味が全
く分っていないのであり、部落大衆に対するさまざまな差別を行
うところまで転落するのは余りに当然のことと言わなければな
らない。

このように、部落大衆を部落大衆としてしばりつけているの
は、封建的身分であるが、帝国主義が彼らを解放するのではな
く、徹底して搾取し抑圧してきたとして現在なおそうであるこ
とによつて封建的身分としての登壇は部落大衆の部落大衆とし
ての登場は階級的意義をおびてくるのである。

ここにプロレタリアートとの連帯の客観的可能的根拠がある。
だが、ここにおいては客観的にそうなのであって、プロレタ
リアートが真の連帯をかるるためには、プロレタリアートは
自らもまた部落大衆を抑圧してきたという観点に立ち、帝国主
義の部落大衆に対する差別、抑圧攻撃のありとあらゆるあらわ
れと断固として身をもつて対決しなければならぬ。学校での
差別、教育を教師は拒否し、役所等における差別、就職、退職、
首切り等職場での差別に手を貸すことをプロレタリアートは拒
否し、それを糾弾、粉碎し、敢然と部落大衆を守らなければな
らない。そうすることによつて始めて連帯が可能となるのであ
る。

さらにこうした連帯がもつところの意味は部落大衆に同情し、
あるいは救うということでは決してなくそれはすぐれてプロレ
タリアート自身の問題なのである。

プロレタリアートはブルジョアジーを打倒し、あらゆる搾取
と抑圧を消滅させることのできる最後の歴史的階級であるが、

実践的な意味でそのことはプロレタリアートが独自の力をもつてなしうるということでは決してなく、反帝国主義の闘いを闘う全ての民族、人民と結合することによってはじめてなしうるのである。これは政治力学的意味においてそうではなく、来たるべき革命の内容そのものに関することなのである。プロレタリア革命が全人民の解放であるというプロレタリア的精神の実践的具体化としてあるということである。

もちろん、部落大衆の部落大衆としての立場が階級的性格をもつという客観的根拠があることをもって、彼らの闘いがそのまま全面的に帝国主義を打倒しうる質をもつということはできない。部落大衆は自らの身分組織を主体的にプロレタリアートの理論・共産主義理論をもつて強固にうち固め且つ武装しなければならぬ。プロレタリアートはそれをあらゆる手段を用いて援助しなければならぬ。

われわれは、以上をふまえ、部落大衆の部落大衆としての断固した闘いを組織するところのプロレタリアートの理論で武装された戦闘的身分組織を構築することがまさに重要であること、したがって、身分組織をプロレタリアートの階級組織に解消することは根底的にあやまりであること、さらに差別や抑圧のあらわれに対する糾弾は部落大衆の固有の権利であること、これらのことを、部落解放斗争に関わるための基本的立場としてわれわれは確認しなければならぬ。

三章 部落解放斗争を闘いぬき

日本帝国主義を打倒せよ

われわれは、部落が日本帝国主義の政治、経済構造のうちに組み込まれ、ますます貧窮におとしこめられながら再生産され、同時に政治的にも差別、抑圧に強いられ支配されていること、そして封建身分としての部落大衆がこの帝国主義段階においてプロレタリア革命の實踐的主体として歴史的に登上しうることを明らかにしてきた。以上の分析を確固として踏まえることによつて、われわれは部落解放斗争の基本的方向性をつぎのように提起しなければならぬ。

(一) 戦闘的身分組織を構築し、糾弾斗争を組織せよ

われわれは、すでに部落大衆がその歴史において、悲惨と屈辱をその身分ゆえに社会的経済的の総体で強いられてきたこと、それは同時に一般人民、大衆の部落大衆に対する直接および間接的な加害の歴史でもあったこととして、それ故にこそ、全ての部落大衆がこうした自らの歴史を自覚し、その根源を見きわめ、敵を見さだめ、それを打倒する闘いに決起しなければならぬこと、かかる三つの理由をもつて、部落大衆は糾弾権が自らの固有の権利としてしっかりと堅持しなければならぬことを主張した。このことは部落解放斗争を闘うにあたり、それが部落大衆であるか労働者、農民、学生であるかを問わず、まず第一に確認されなければならない、もつとも基本的かつ原則的な立場である。これを放棄し、また否定することは、大きく言えば封建社会以来の、小さく言えば水平社以来の部落大衆の部落大衆としての苦難に満ちた闘いを無視抹殺することと同義であり、また部落解放斗争を部落大衆の部落大衆としての

主体的な闘いであることを認めずそれを解体することに他ならない。したがって、われわれの立場はこの糾弾権が部落大衆の固有の権利であることを承認することであり、部落大衆の立場はこれを堅持するということにほかならない。

われわれは、こうした基本的、原則的立場に確固として立つことによつて、おのづから部落大衆、プロレタリアート、人民の共同の闘いとして、任務として次の闘いを明らかにすることができる。すなわち、第一には糾弾権の組織的實現の闘いであり、第二には糾弾権の運動的實現の闘いである。第一の闘いは身分組織の建設の闘いであり、第二の闘いは、いふまでもなく糾弾斗争である。この二つの闘いは一つの全体（つまり糾弾権）の二つの側面であり、相互連関性をもっている。したがって、糾弾斗争はやるが、身分組織は作らないなどと主張するのは、（まだその逆も同様）論理的矛盾であるだけでなく、そもそも、糾弾斗争が、また身分組織の建設の闘いが何たるかを理解しないことを示す以外の何もでもなく、部落解放斗争の発展を阻害するまさに反動的代物である。

では次に、こうした身分組織の建設の闘い、糾弾斗争がいかなる内容と規程をもつて闘われなければならないかについて明らかにしなければならぬ。

まず身分組織について、第一の基軸は反帝国主義の綱領的立場を鮮明にすることである。部落の完全解放が帝国主義を打倒することなくして一切ありえないことを運動の徹底的遂行を通じて明らかにし、それを不断に組織化することをもつて、部落大衆の部落大衆としての身分組織を帝国主義とまっくらに対決し、これを打倒する戦闘的組織として打ち固めることである。身分組織がかかる思想的、綱領的立場を明確にちとることによつてはじめて、部落大衆の戦闘的エネルギーを統一し拡大することが可能となるのである。それは、今後の闘いにおける「米騒動」の意識的恒常化としての、九州水平社の「反軍斗争」の武装的發展としてのまた「三池斗争」の全国的拡大としての實現のための必要不可欠の課題でもある。

身分組織についての第二の基軸は、その建設において、徹底して部落大衆、つまり部落の労働者、農民、漁民に依拠することである。

部落の完全解放ということは、身分としての部落民総体を解放することで行わなければならないのは当然である。だが、今日、それほど極端な格差ではないにしても部落内部に階級的分化があり、雇主としての部落民が被雇主である部落大衆を搾取しているのは事実である。

権力が部落民総体の団結を破壊するために、常に用いる政策はかかる部落上層部の買収である。かかる現実をみるならば、われわれが部落民という身分総体の解放という基本的立場に立ち脚しつつ、そのことの實現のための有効な戦術として、部落大衆に徹底して依拠することはきわめて重要なことである。このことは、権力の融和主義と対決するためにも、また、戦闘的組織を確立するためにも見落すことのできない観点である。

つぎに糾弾斗争についてである。まず第一に踏まなければならない点は、それが政治的および経済的、社会的諸権利、諸条件の要求とあいまって展開されなければならないということ

である。糾弾斗争の徹底的遂行か、またそうでないかという次元で糾弾斗争における排外主義の問題をみることはあやまりである。あるいはまた差別者個人という事に環元されることも同時にあやまりである。基本的に、裁判所、警察、役所等の権力機関、その他の公的機関が政治的、経済的、社会的に具体性をもつて差別した場合その廃止、または具体的要求をもつて断固として展開されなければならない。何故なら、最初に述べたように、この糾弾斗争の意義は、部落大衆の歴史が差別と抑圧による悲惨と屈辱の歴史であつたことを全人民に明らかにすること、同時にその歴史は一般人民の部落に対する加害の歴史であつたことを明らかにすること、そして最後にこれをもつとも重要な点であるのだが、全ての部落大衆がこの自らの歴史を自覚し、斗いに決起すること、以上の三点にあるからである。

こうした確認に踏まえての糾弾斗争の弾固とした展開こそ、すぐれて帝国主義国家権力の構造を全人民に暴露し、それと徹底して闘う全人民的闘いをつくりだすことができるのである。

糾弾斗争について第二に踏まえなければならない点は、先述したように、糾弾斗争が部落大衆の固有の権利としての糾弾権の運動的実現であること、したがつてこの糾弾斗争における主体こそは、部落大衆であること、このことを確固として踏まえなければならないということである。ここにおいて立場を逆転させのりうつることは、断じて許されない犯罪行為であると言わねばならない。あくまで、糾弾斗争こそは部落大衆の部落大衆としての独自の主体的な闘いであり、それを総力あげて支持し防衛し支援することがわれわれの主要な任務であり、闘いなのである。左翼政党や、一般人民が代わりに闘つて解放するのはなく、部落大衆が自らの力をもつて武装し闘いぬくことによつてはじめて、それは実現できるのである。このことは決して、部落大衆と一般人民とを切り離すことではなく、全くその逆である。この点において、革共同中核派の排外主義的傾向は批判されねばならない。

われわれは以上のことを踏まえることによつて、次のように部落解放斗争の基本的な第一の基軸を設定することができる。すなわち、戦斗的身分組織を構築し、糾弾斗争を組織せよ、ということである。

(一) 部落産業を防衛し、部落解放の砦とせよ

独占資本主義としての日本帝国主義が一方で戦后世界体制の根底的危機と、他方でそれに規定されつつ内的矛盾を激化させているという泥沼的局面に蓬着していること、そしてかかる状況を「解決」せんがために、アジアへの強盗的侵略反革命を強行し、またそのために国内におけるさらなる強資本蓄積と高度独占を形成すべく産業構造の転換、および合理化を強行していることを明らかにしてきた。そしてこのことは、巨大独占とそれを支えることを強制されている中小過小零細企業、農業を解体し切り捨てることを意味し、とりわけ、そのもつとも底辺下層に政治経済的に位置づけられているところの部落産業とその部落労働者にとつて根底的な打撃にとどまらない破壊と殺人であることを明らかにした。

このことは、われわれが部落解放斗争を闘うにあつて、こ

うした部落産業を徹底して防衛することが闘いのもつとも重要な第二の基軸であらねばならないことを示している。

先にも述べたように、独占資本とその権力によつて具体的に新全総という形において攻撃が強行されつつある現局面にあつて、この第二の闘いの基軸を設定しうるかどうかは部落解放斗争を勝利に導くか、それとも敗北をもつて終らせるのかを規定する最も重大かつ緊急な課題なのである。それでは、この闘いはいかなる内容をもつて闘われなければならないのであろうか？

部落産業を防衛する闘いの第一の主要な観点はいうまでもなく、部落大衆への生活破壊に対して闘うということである。現在の独占資本の独占的超過利潤の獲得のための盲動が必然的に中小・過小零細企業たる部落産業とその部落労働者の破壊・殺人を伴わざるをえないことを見る時、この生活破壊粉砕一部落産業防衛の断固たる闘いは必然的に反帝国主義・反独占の熾烈な闘いとなるからである。その意味においてこの生活破壊に対する闘いは部落産業を防衛する闘いの主要な第一の観点となることができるのである。同時にまた、この生活破壊に対する闘いは、我々が部落大衆と実践的連帯をかちとるための不可欠の課題であることは、既に三里塚斗争において鮮明に示されたことである。理論の緻密さと路線の正しさのみにおいて、すべての人民と結合しうると考えることは誤りである。その結合と連帯において最も重要な点は、まさにその人民の生活と生産過程、またその領域に介在し、またそれを共有するということである。我々が歴史の主体を、またその変革の主体を人民大衆におくならば（実践的にそれを否定する嫌な党派もあるが）、このことは確固として堅持されなければならない原則である。かかる過程を踏むことによつてのみはじめてわれわれは部落大衆と結合することが可能になるのであり、目指されなければならない方向もまた目的も、はじめて共有することができるのである。

こうして、部落産業を防衛する闘いの第一の観点を生活破壊に対する闘いに置くことによつて、その闘いは独占資本とその権力と徹底して対決する闘いを創りだすことができると同時に、部落大衆との結合と連帯をかちとることができるのである。

部落産業を防衛する闘いの第二の観点は、第一の闘いを通して部落大衆の共同性を守ることである。全国に散在する六千部落三百万の部落大衆のその生活の大部分が、部落産業をもつて支えられているという点においてのみならず（その比率において少数であつたとしても）この部落産業こそは、強制された差別のもつとも集中的歴史的表现であること、そうであるが故に、部落大衆の共同性を最も集約的に表現する共同体であること、それ故にこそこの第二の観点が設定されなければならないのである。なぜならば（一）においても述べたように、部落大衆が自らの差別と抑圧と屈辱の歴史を認識し自覚することが、部落大衆としての解放に向けた闘いの飛躍にとつて必要不可欠の条件であるからである。また同時に部落産業を防衛する闘いのこの第二の観点を堅持しての断固たる展開なくして、身分組織の構築はありえないと言わなければならない。現在、新全総という具体的なかたちにおいての攻撃を部落産業と生活破壊という点において見ることのみならず、それを通しての共同性の解体とい

うことも見なければならぬということである。

こうして、部落産業を防御する斗いに第一と第二の観点を置くことによって、この斗いが改良主義に墮すことを防ぎ、部落大衆の部落大衆としての解放にむけた斗いがより一層の強固なかつ鋭い前進を運動的にも組織的にもかちとることができるのである。

部落産業を防御する斗いの第三の観点は、部落産業を解放の砦としてうち固めることである。つまり、生活破壊と斗いぬき、部落大衆の共同性を守りぬくことによつて、獲得した成果を部落産業の独占資本とその権力の攻撃を粉碎する砦の構築に飛躍、転化させていくということである。こうした解放の砦とは、部落産業に従事するすべての部落労働者が自らを差別、抑圧するところの元凶がまさに帝国主義国家権力であることを自覚し、それを打倒する斗いに決起するための実践的、理論的拠点ということである。この斗いの貫徹は、したがつて部落産業を防御する斗いのさらなる飛躍のみならず、部落解放斗争総体の一大前進をつくりだし、また全国の斗う部落大衆の権力に肉迫する決定的な前線基地をうちたてることにほかならない。

したがつてわれわれは、部落解放斗争の断固たる推進の第二の基軸を、部落産業を防御し、部落解放の砦とせよ、と鮮明に提起しなければならない。そして、この部落解放斗争の第二の基軸をもつていまだ現在も部落解放同盟がその支部をまた斗いを組織しえていない部落産業に斗いをもちこんでいき、さらなる部落解放斗争の飛躍をかちとらなければならない。

(三) 融和主義を粉碎し、解放行政、解放教育を樹立せよ。

(略)

VI 女性解放斗争の前進のために

—はじめに—

我々はこの間『働く母・未婚の母・差別裁判に抗議する会』の運動に注目し、K子さんの「わが子を返して」という訴えを支持しつつ、日本帝国主義者の反動的な「前近代の封建的差別—分断攻撃と対決しながら、女性解放闘争をたたかいつづけてきた。

五月五日子供の日、K子さんがわが子を実力で奪い返すやいなや微妙な混乱をこの運動の内部にもたらしている。いまさらゆりまでもなく、このかへも、現在の女性解放斗争全体と切りはなして考えることはできない。

我々の当面する任務は才一に女性解放斗争の停滞を克服し、革命的路線を女性活動家諸君にあきらかにすることである。才二にその方向性を基礎にしながら具体的運動との関係で革命的方針を実践的に提起することである。

つまり我々は一方で従来の既成指導部「社共」の婦人運動としてあった。いわゆる婦人の経済的自立「女の賃労働者化」と家事育児の社会化「ポストの教ほどの保育所を」という経済主義的な日和見主義的方针を批判するだけでなく、他方リブ戦線などに表現された観念的運動—主観主義的傾向を克服—止揚していかなければならぬ。

女性活動家の諸君、この問題意識の実践的背景は、次の二つの側面からとらえかえされるだろう。すなわち従来の婦人運動が、資本の論理に包摂されざるをえない体制内化した運動—ものとり主義的傾向におちいらざるをえなかったことであり、又この体制内化した運動の限界性を止揚しようと思考しつつも、例えばリブ戦線のように階級斗争と無縁な排外主義へのめりこんだり、あるいは保育所解体闘争とか、子殺し裁判斗争とか〇〇法改悪阻止とかいった闘争は—こういいう方が、許されるならば—個々バラバラになんの有機的関連性をも十分みいだせないまま、自然発生的に形成されたり、消滅したりしながら、なら系統的なものへと発展できないでいる。我々はこの否定的現実を直視しながら、この多種多様な運動を階級の視点にたち有機的に「目的意識性と組織性とさらに革命的積極性」を持って、結合させ、全女性を一つの革命的勢力へと成長させなければならぬ。

ここに、我々の実践的任務が、あることはいままでもない。さてそこで、我々は女性解放斗争を創造的にたたかひぬぐにあたって、自己の基本的立場を不十分なまでも、活動家諸君のまえに提起しておきたい。

【A】 女性解放闘争を創造的に発展させるために

—反革命—ひなた（日向）一派との勇なる分派闘争に勝利せよ—

我々はいまなお日向（ひなた）一派との徹底的な分派斗争をおしすすめている。この分派斗争で我々が、めざしていることは、スターリン主義的党建設の否定—レーニン主義的非合法党建設、スターリン主義政治、革マル主義政治の否定—レーニン主義の復権をつうじたブント主義の革命的止揚、さらに戦略・戦術における総路線の鮮明であることはいまさらゆりまでもない。しかしこれまでの分派斗争をみるかぎり、あまり積極的な

主張をみい出せず、組織内部の分裂と腐敗をうみ出している。

かかる状態を直視する我々は才一に日向（ひなた）一派との分派斗争を大衆運動の創造的發展を媒介に更に促進させていきたい。このことによって組織内部の観念的小ブル性を克服し、全階級戦線に自己批判的総括を提起していきたい。

さて我々は女性解放斗争を革命的に組織化する上で、主要には次の三点を提起しておく。

1. 先進国、後進国の有無を問わず、現代資本主義社会の中で日常的に拡大—再生産されている女性差別を具体的に政治暴露することによって、女性に対する③政治的—差別分断攻撃と④、⑤経済的差別—性差別、さらに⑥「社会意識としての差別観念」—差別イデオロギーとも革命的に対決しながら、女性解放斗争と有機的に結合していかなければならぬ。

その場合、戦旗派内日向一派はこれらの運動を一度も組織したことはないで、ここでは彼らの「大衆組織」に対する政治—組織指導の誤った考え方を批判しておく。周知のように、あらゆる運動は日常的な政治経済生活のなかから自然発生的に形成されてくる場合が多く、これらの運動を革命的に指導するためにはそのなかにはいっていき、政治組織指導を貫徹しなければならぬ。しかし日向（ひなた）一派はかかる原則を忘却して、具体的大衆運動の外部で、同盟の組織をデッチあげ、その組織を認め、内部にくるか、こないか、大衆組織のメンバーにせまるといった小ブル的組織観を持っている。これは断固否定されなければならない。我々の立場は、あらゆる階層の中にはいり、大衆自身の利益を階級の視点から防衛し、援助することによって「党」と「大衆組織」の信頼関係を具体的に作り出し、その関係を基礎として「外部」からの政治暴露を具体的に組織していかなければならない。つまり日向（ひなた）一派のように多種多様に形成される運動体を政治的に利用できるかできないかといった二者択一的な尺度をもって、党派の利害のみで、運動に参加する立場をはっきりと否定し、我々は彼らの政治利用主義—セクト主義と徹底的に闘うものである。これは女性解放斗争を指導する上でも同様であることはいままでもない。

戦旗派の諸君、だから前衛—ピニズムの傾向を現象的に指摘しても、それが生み出される根拠そのものを具体的運動を組織するなかにおいて実践的に提起しなかり、ブルジョアの反省になっても、自己批判的総括にはなりえないといわなければならぬ。

2. 真の女性解放は鼻祖マルクス・レーニンが提起したようにブルジョアの私有財産の廃止と共産主義社会の実現にあることはいままでもありませんが、資本主義社会のなかに現に存在している我々は（その場合男性の共産主義者を示す）、現実の女性差別とねばり強く闘う過程において無意識的ではあるにせよ、女性を抑圧—差別していることがよくあり、男性の封建的主人意識観念と徹底的に闘わなければならない必要性を訴える。つまり女性解放斗争を革命的に闘うにあたって、被差別者としての女性が一定の条件のなかで原則的批判を男性活動家に提起するならば、党活動・政治・組織活動・社会的な経済活動を問わず、あらゆる党生活の領域における組織の小ブル的考え方を共産主義的政治の実現によって克服すべきだと考えている。

それは「共産主義者もひと皮むけば俗物である」というレーニンのきびしい警告を踏まえようとするからである。

したがって我々は反革命日向日向(ひなた)一派のように、部落戦線において組織内部から差別発言が、あらわれなければ小ブル的な自己保身のために無総括のまま、これまでの組織とは別個に斬られたな部落戦線をデッチ上げ、反動的にこれまでの部落戦線に敵対する行為などを許さなければかりか、共産主義者としての真剣な自己批判を部落戦線に提起すべきだと考える。

このような考え方は、女性解放斗争でも同様であり、『差別』という特有な問題に対して闘いを組織する場合にはなおさらのことである。

3. 先程も述べたように、我々は現代社会で被差別者としての女性を解放していくために、明確な形で彼女たちを革命勢力として階級戦線に登場させることの重要性を明らかにしてきた。

日常的な女性差別はさまざまな形態をもって支配階級と資本の側からかけられている現在、一段に女性(家庭の主婦・女性労働者などを問わず)が、革命勢力として登場できる希望などどこにもなく、また政治―社会活動にストレートに参加できる保障などもなく、そうであるがゆえに、我々は現代女性の切実なる要求を実現できるように、党派の利益をのりこえ、うまずたゆまず努力しなければならぬと同時に、この女性解放斗争に男性活動家ないし先進的な男性の積極的参加を呼びかけたい。

つまり女性問題において母性の問題は別としても、女性問題の解決が、女性のみでおこなわれるべきではなく、その問題解決を男性と女性の共産主義的な協力関係の実質的な形成によっておこなわれるべきだと、我々は確信している。

我々の実践的立場は以上の視点に要約されるが、その場合、マルクスレーニン主義の思想を継承しようとする我々は、一方で女性の政治的―社会的活動を保障できるように、彼女たちの社会的な切実なる要求に具体的事実をもって示すだけでなく、他方その闘い(―経済斗争)を基礎に女性の差別―分断攻撃を(例えば優生保護法改悪、勤労婦人福祉法、あるいは子殺し裁判や区子さんの「前近代的」封建的差別裁判など)政治暴露し、目的意識性・組織性・さらに革命的積極性を組織的につくり出しながら、女性を革命勢力として形成していかなければならぬ。

まさにレーニン宣伝・動論に示される手段と目的との統一的指導をつうじ、新左翼の小ブル的観念的運動を史服していきた。

【Part 1】 現代の女性問題とは何か?!

戦前の女性問題は、前近代的なブルジョア的家族制度における家庭の主婦の解放が、中心的議題であった。確かにこの主婦問題は家庭・教育・育児問題や物価・消費問題・住宅問題、そして母性の問題などと密接に結合している。しかし70年代の女性問題を注意深く、研究すればわかるように、現在の女性問題が、60年代よりまして政治問題化ないし社会問題化している。なぜこのような特徴的傾向があらわれているのだろうか?

それはこれまで60年代の女性への支配が、間接的に行なわれてきたが、70年代にはいって、ここ二―三年の傾向がはっきり

示唆しているとうり、国家権力が直接的に、しかも法律的改悪制定化などによって女性への支配を海外侵略・反革命と国内秩序維持のためにのりだしてきたからである。客観的にいえば、それはすでに過去の支配形態では女性を支配できない結果でもあり、主婦の職場進出の圧倒的登場(資本の利潤追求の過程における低賃金労働力の供給のため)の結果でもある。

我々はこの自民党政府の婦人政策に反対すると共に、勤労婦人福祉法・優生保護法・労基法の実質的改悪ならびに制定化を弾固粉砕しなければ現代の女性問題はならん解決されないばかりか、逆に自民党政府の女性差別―分断攻撃に屈服することにもなる。

我々はこれらの基本的視点を踏まえ、日常的な事柄について、考えてみよう。

例えば、今日ブルジョア新聞の紙面で毎日のように報道されている事件の一つとして母による子殺し事件や、生まれたばかりのわが子をコイン・ロッカーにすてる社会的問題がクローズアップされている。この事件は興味本意から新聞などで、さまざまな偏見をもって伝えられているにもかかわらず、二、三の共通点を見出すことができる。

わが子を殺さなければならなかった母親の多くが、自民党政府と国家独占資本のかぎりない搾取——抑圧——差別に苦しめられている。またこれらの母親たちの多くが、未婚者であり、未婚者として子どもを生むこと自体がなにかしら罪悪であるかのような風潮——差別イデオロギーに苦しめられている事実である。

女性活動家の諸君！ この事件一つをとって見てもわかるように、七〇年代の女性問題は六〇年代のそれと相変って、はっきりと女性差別イデオロギー攻撃と対決しながら、保育所の充実と増設を社会的に克ちとっていく必要がある。しかしその保育所などの諸施設の増設は資本の側からも労働力不足解決のために提起されてきているのが、現実であり、この問題は「働らかされるための保育所か？」「政治——社会活動に参加するための保育所か？」と主体的に問いかえす必要がある。

要するに我々の問題提起は、六〇年代の高度経済成長によって、六〇年代以前の女性差別形態が、空洞化し、七〇年代に見あった、女性差別形態——支配体制の強化が、新たに必要になってきていることを踏まえ、新たな女性差別構造を分析——批判していかなければ、従来の婦人運動の限界性を飛躍できないところまでできているということにほかならない。

〔C〕 戦後『婦人運動論』の限界性と現代女性の差別構造

七〇年代の現代社会において、女性差別の構造は、如何に拡大——再生産されているのだろうか？この問題提起に簡単に答えられないにしても、ここではその概略的スケッチを試みてみたい。

日本の場合、戦前の女性と戦後の女性とを比較すると、戦後の女性はさまざまな社会的諸権利を獲得し、社会的地位を向上させている。それは「前近代的」封建的「差別からの一程の解放になりえても、日帝の差別・分断支配強化のもとで、新たな差別構造が、拡大——再生産されているため、現代女性の真の解放にはなりえない。

女性活動家諸君！ 女性の差別構造と根源は一体どこにあり、どのような内容として拡大——再生産されているのだろうか？！我々は女性の差別構造を明らかにする場合、次の四点を統一的に考えなければならぬ。すなわち女性差別の構造は①政治的差別——分断②経済的差別③性的差別④社会意識としての差別観念のなかでみることが出来る。そしてこの差別は日常的に誰かが経験しているように、ブルジョアの家族——家庭の基本構造（現在なら核家族化としてのマイ・ホーム）のなかでみることが出来る。

一夫一婦制のブルジョアの結婚制度のもとで、女性は婦人として家庭内の育児などに専念させられながら、夫の給料で養われ支配されている。五〇年代から六〇年代にかけての女性差別は主要と家庭のなかであらわれてきたのであるが、七〇年代の女性差別はマイ・ホームという幻想と男性のブルジョアの偏見（封建的主人意識観念）を利用しながら、家庭の婦人の経済的——社会的進出を積極的に要請しつつ、家庭と職場での二重の差別支配を強化している。

その結果、家庭での家事・育児を「妻」が断念するという関係をのこしつつ、職場でも経済的差別（低賃金、労働条件の劣悪さ etc.）だけでなく、労基法の改悪による性差別が実質的に強化されている。

つまり「女」が子供をうみ乳をのませるといふ「おんががおん」として存在している条件が七〇年代の社会のもとでは、逆におんな自身」が家庭・職場で二重・三重の意味で差別されていることになる。

七〇年代において、働く母がどのように差別されているにもかかわらず、既成「社共」指導部の考え方はいままお、家庭の主婦を如何に解放させていくのかが問題意識のようである。

さて我々はここで、この既成指導部の婦人解放論をもう一度検討してみよう。

従来の婦人運動をごく簡単に要約すれば、次のような内容である。

すなわち、婦人解放は第一に婦人の経済的——社会的自立の基礎を作り上げるため、賃金労働者になり、そこから家庭制度の打破を試みることと第二にそのために当然な家事——育児といった労働力の生産・再生産の社会化が必要であるといった内容であった。したがって従来の運動で強調されたことは①婦人が賃労働者となり、労働組合などの活動を行なうことと②ボストの教ほどの保育所作り運動にほかならなかった。この点に関して、今や革命を忘れ「自民に愛される党」へ転落した日共——スターリン主義者は「労働組合運動と婦人労働者」のなかで述べている。「ところで、婦人の賃金労働への進出は婦人解放の経済的基礎をととのえ、また婦人労働者一人ひとりが労働組合、婦人同盟、さらに労働者党に加入することによって、みずから階級的に結集するための前提となる。他方繁雑な家事労働の社会化をうながしていく」（「労働組合運動の理論」⑤「二二七頁」といっている。

女性活動家諸君！ この婦人解放はどういう意味で誤っているのだろうか？！

この運動は一言で言えば、民主主義的運動としてあっても、七〇年代からとらえかえすならば、体制内化したものとしてしか形成できないことである。いわば経済主義者のものとり主義でしかないのである。かかる日和見主義の方針がでてくる背景は女性差別構造の具体的認識の欠落からであるといつてよい。

つまり七〇年代の女性差別構造は、家庭においてのみあらわれているのではなくその「前近代的」封建的「差別観念をたくみに利用しつつ、家庭、職場を問わず、政治的差別——分断攻撃さらに、経済的差別——性差別としてあらわれているのである。このブルジョアの抑圧——差別の総体に対決しぬくことぬきに

は、眞の女性解放斗争は創造的に作り出しえないと我々は固く確信する。

だから戦後の「主婦第二職業論」をめぐる論争や「主婦労働論争」などは現在から見ればあまり重要な意味をもっていない。

戦旗派の「立原みずほ」君／ ちよつとばかり小ブル「宇野経済学」をかじって「資本制商品経済社会の根柢をささえるブルジョアの「家族制度」に女性差別の本質をみてとることができさる。」とか「家事労働は労働力の回復と再生産をめざすための労働であり、又育児労働とは将来の労働力の生産をなすための労働である。」という知識を一〇年遅れてふりまいてはいるが、それが、一体何の意味をもつのかね／ 立原君／ ブルジョアの「家族制度の秘密のなかに女性差別の本質があるのではないのだ。女性差別の本質は、日本帝国主義者と国家独占資本の支配強化と利潤追求とによつて拡大——再生産されるころにあり、ただ五〇年代から六〇年代にかけて現象的に家庭内であらわれたにすぎないのである。七〇年代はむしろこの家庭の崩壊を基礎にマイ・ホームという幻想を与え、核家族化をはかりつつ、（労働力不足を媒介に）婦人の労働を強化している。

立原君の言っていることを我々なりに理解すると、育児・家事といった家庭の主婦労働は無償労働としてなら資本の側から社会的価値を与えられず、その理由はブルジョアにとって子供が将来の労働力商品であるが、現在直接資本の利潤を生み出しえず、非労働力会品であるからであるという意味付与の域をでていないのである。

かかる意味付与なら、現在の日共でもしていることであつて、すでに六〇年論争で明らかにされていることである。今、我々に問われていることは、我々の実践的任務の具体的説明こそ必要なのだ！

立原君／ 観念的論議ではなく、現実的分析が必要なんだよ！我々は革命的な女性解放斗争を創造的に発展させ、従来の運動を批判する視点をつぎのように提記する。すなわち、①七〇年代の政治的差別と闘うこと。（例えば「前近代的」封建的」差別としての子殺裁判・K子さんなどの闘い。優生保護法・労基法などの改悪や勤労婦人福祉法の制定などとの闘い）②経済的差別——性差別との闘い（例えば「ライフ・サイクル」や労働災害としての職業病、母性の保護など）さらに③差別イデオロギ—と闘うこと（現在問題になっている身体障害者の問題など）などであり、これらの差別闘争を階級的視点から目的意識的に結合させ、他方でいわば地域的な保育所づくり促進と企業を要請する「保育所、解体斗争を創造的に押し進め、従来の婦人運動の限界性を革命的に克服しなければならぬ。

さてつぎに進もう。
我々は戦後の婦人運動を否定してきたわけだが、ただ一つそこには現在もなお実践的に教訓化できる問題意識があると思う。

（注）

戦後の婦人運動について。戦後の婦人運動の理論的論争はつぎの二論文をあげることができる。すなわち、それは「妻無用説」（「婦人公論」一九五九年六月号）と「婦人解放論の混迷」（「朝日ジャーナル」一九六〇年四月号）という二論文である。前者は梅棹忠夫氏の論文であり、後者はいわゆる磯野富士子氏

のそれである。この二論文を簡単にまとめれば、前者は主婦が家庭内で抑圧——差別されている事実を基礎に、婦人の賃労働者化を実現しないかぎり、婦人の解放はありえないという主張であり、（その場合、主婦の賃労働者化によつてうみだされる労働と家事・育児の二重の差別は全く検討されていない。）後者は「『資本論』をてがかりに発想した論文」であり、「夫を労働力商品として市場におくるため、夫の身のまわりの世話をし、家事を担当する主婦労働も商品生産労働ではないのだから」と問いかける。主婦労働が商品生産労働であるならば、夫の名義の収入の一部に対する妻の直接の権利があるのではないのかと考へ、主婦労働の経済的価値」（「婦人政策・婦人問題」田中寿美子・日高六郎四八頁）を意味付与したものである。この二論文を批判したものとして、当時一様に価値がある論文として、一七六〇年十二月「思想」で発表された「婦人運動における家庭婦人と労働婦人」を検討されんことを要望する。

すなわち当時の婦人活動家の問題意識はいわゆる「民主主義的な大衆運動」を組織できても、婦人労働者が微弱であるため、民主主義的な大衆運動と当時の婦人運動を階級的「労働運動」に実践的に結合できないという矛盾にぶつかる。

七〇年代の女性活動家諸君！我々が当時の婦人運動から何かを学ぼうとすれば、この大衆的運動を階級的「労働運動」と実践的に結合させ、いわば女性解放斗争を有機的な階級斗争の一環にくみこみ発展させようとした問題意識をもっていたことである。この問題意識こそ、まさに現在K子さんなどの闘いと関連で継承し発展させていかなければならない。

〔D〕 革命的な女性解放斗争を構築するため

我々は革命的な女性解放斗争の有機的構築に向けて、具体的な方向性と我々の実践的任務を鮮明にしなければならぬ。

Ⅰ 具体的方向性について

① 七〇年代、日本帝国主義の政治的差別——分断攻撃を具体的に政治暴露し、日帝のアジ侵略——反革命に向けた全差別構造を革命的に粉碎せよ！

政治的差別——分断攻撃は何も女性にかぎっていえることではなく、あらゆる階級——階層にかけられてきている。七〇年代の日帝は帝国主義的労働運動への再編を媒介に、労働協調路線を打ち出し、「上層プロレタリアートの買収と下層プロレタリアートの政治的差別——分断」を強化しつつ、延命をはかっている。日帝のこの動向を象徴するものこそ、例えば運輸通信部門の再編（国鉄など）や、第一次産業部門の切りすて（漁業・農業の切りすて）、さらに部落民や在中朝人民への合理化——反動的弾圧にほかならない。

我々の第一の方向性は、七〇年代の日本女性にかけられている①「優生保護法」改悪②「労基法の骨ぬき化」③「前近代的」封建的」差別④勤労婦人福祉法⑤育児休暇法（これは別に検討をようする）などの粉碎斗争を組織するだけでなく、いわゆる⑥部落解放斗争⑦保安処分粉碎斗争⑧入管斗争などの闘いに革命的な合流を目的意識的に実現することである。

この方向性の物質化は、まさに全国の先進的女性を大きな革命勢力として登場させるということである。先進的女性活

勤家の任務は政治勢力の中核として自己を階級形成しながら、女性差別斗争をつねに革命運動の全般的利益と結びつけ、さらに女性解放運動をプロレタリア革命と固く結びつけるように、目的意識的な努力を行うことである。

「……レーニンが力をこめて語ったように、およそ革命の成功は女性の参加する度合いのいかんにかかっていることは、あらゆる革命運動の経験からみこあきらかである。プロレタリア革命の事業も、何百人という規模ではなく、何十万、何百万人という規模で、日本全土にわたる女性が、これに加わるときはじめて成功しうるものなのだ。そしてもし革命的プロレタリアートが女性であるがゆえに受けている現実の差別——抑圧にたいして、ともに闘いぬき、女性の解放がプロレタリア革命とともにあることを事実をもって示さなければ、今よりもはるかに大規模で、女性がプロレタリア革命の事業に参加することなどは、けっしてありえないだろう。」（「女性解放と現代」三一書房二二二頁）ということにほかならな

⑤ 帝国主義的労働運動と対決し、革命的労働運動のなかで女性の政治的——社会的——経済的地位を高め確立させよ！
戦後二〇年つづいた民同型「労働組合」は崩壊しつつある時代にさしかかっていることは誰もが指摘するところである。日本帝国主義者は体制の危機の深化とともに、新たな攻撃を闘う労働者のまえにかけてきている。すなわち民社党の綱領を受け入れ、労使協調路線（階級斗争の否定）、思想的な相異による組合員の統制処分、労務管理の強化といった内容で「第二組合」をデッチあげ、将来の「労働組合」を右翼的に「戦線統一」しようとしてきている。ともかくも、この帝国主義的労働運動との対決は、かなり長期にわたって闘われるだろう。

さて、このような戦線内部で、女性は一体何を獲得し、女性差別といかに対決していったらよいのだろうか？！
主要には二つの方向性からの闘いが統一的に組織されなければならぬだろう。第一の闘いは、いわば「若年労働力の供給↓結婚・出産・退職↓家事・育児の私的強制↓中高年婦人労働力の再要請」といった「ライフ・サイクル」による不当な搾取、経済的差別とねばりつよく闘い抜くことである。第二の闘いは上記と関係させて言えば、「女性」が「女性」であるがゆえに、かけられてきている「性差別」と闘いぬくことである。

◎日本帝国主義者と独占資本による不当なまでの女性労働者に対する「経済的差別」を粉砕せよ！
確かに「労働基準法」の制強化によって男女同一労働・男女同一賃金の原則、母性の保護の具体的権利、寄宿舎の自主運営などがうたわれていた。

女性労働者のみなさん！ しかし職場での現状はそのとうりなのだろうか？！否である。女性労働者一人ひとりに対して「保護規定の緩和要求」＝労働基準法の改悪ないしは、「個別企業内における労基法の無視」という状態こそ、職場の現状である。例えば、それは、生理休暇などをめぐって、あるいは産前・産後の休暇、育児休暇などをめぐって、労使の対

立がうきほりにされてくる。

今、私の前に十分な資料はありませんが、女性労働者達とこのような問題について話をすすめるとき、よく聞くのですが、実際、生理休暇をとろうとしても、ただ一人だけで休暇をとれば他の職場の人々にめいわくがかかるという理由から休むことができないでいる。これがいわゆる現在の労働管理ではないでしょうか！

つまり病状的な苦痛として認められるときのみ、生理休暇などが与えられているということ。じゃあいったいどうすればよいのか？！道は一つしかありません。職場の女性労働者が固く団結し、実力で、又集団で生理休暇をかちとっていくことです。こうして職場の個別資本なり、職制を媒介とした労務管理強化を粉砕しなければなりません。私がいいたいのは、職場のすみずみに現れられている女性差別と闘おうとすれば、運動体はどこにでもつくれるということです。こんな斗争は経済斗争だからといって放棄するのではなく、女性労働者の創意と工夫で運動を組織し、女性労働者の意識を階級的に高めなければなりません。革命党はこの女性労働者の活動を支援し、さらに全人民的政治暴騒の組織化にとりかからなければなりません。

わが同志に訴える。わが同志のなかになんの実践もなく不満を不満という仲間たちがいる。私はこれらの同志をあまり信用するわけにはいかない。もし諸君の誰かがこの発言にいきどおりを感じるなら、一刻も早く、職場・学園・地域のあらゆる階級のなかにはいつていき、創意と工夫をもって、具体的な差別と闘い、差別斗争を組織し、組織しぬくことを訴える。百回の不満より（沈黙してもよい）ねばり強く系統的な実践こそ必要なのではないか？！今、我々には具体的に分析する資料がない。もし諸君が我々に具体的な組織活動を各方面から提起してくれば、それだけ多くの資料がえられる。そうすればそれだけ、以前より各方面にわたる系統的政治——組織指導がおこなえるのではないだろうか？！それだけ多くの組織性と目的意識性と革命的積極性を運動内部に提起できるのではないだろうか？！

さて次に経済的差別について考えてみよう。
一九六〇年以降の第一次高度成長においても、一九六五年以降の第二次高度成長においても、労働力不足の問題は、非常なまでに深刻化の道をたどっている。第一次高度成長の場合とは、年間約八〇万人の労働力が農村から供給された。しかし自民党政府の農業政策の破綻によって、一九六五年以降の労働力不足解決策は、農村からのみの供給だけではまにあわず、その結果、従来労働力ではなかった「家庭の主婦」＝中高年婦人労働力が必要になり、中高年婦人労働者は低賃金でパートタイムとか、臨時工とか、内職とかいう形で労働条件の悪い中小企業に雇われている。

したがって六五年以降の女性に対する経済的差別は、いわゆる「ライフ・サイクル」に示めされている「若年労働力の供給↓結婚・出産・退職↓家事・育児の私的強制↓中高年婦人労働力の再要請」として新たに拡大——再生産されている。

例えば女子労働者の賃金を「ライフ・サイクル」に沿って、男子労働者と比較——検討してみよう。労働省四五年の統計資料によると次のようになる。結婚前の一八—一九才の女子労働者の賃金は、三〇、七〇〇円、男子労働者は三八、四〇〇円であり、その格差は七、七〇〇円であった。結婚年齢期にたつする二〇—二四才頃では、その格差は(四七、八〇〇円(男)―一三四、六〇〇円(女))―一三、二〇〇円と大きくひらき、結婚後の例えば三〇—三四才頃では、その格差は(七四、三〇〇円(男)―一三四、六〇〇円(女))―三九、二〇〇円とさらにひらく。

この事実第一に男女の同一賃金など全然実現されていないばかりか、第二に女子労働者の賃金が一八—五〇才頃まで三〇、〇〇〇—三八、〇〇〇円の枠を越えず、働いても働いても(否)働き続けることもできないのが、(実状)最低の賃金しかえられず、女子労働者に対する搾取——抑圧——差別がますます強化されていることを意味する。つまり男子労働者の側における年功序列型賃金体系を残存しながら、女子労働力を安価にやと、二重の賃金構造をつくり出し不当な差別を強化していることにほかならない。

いかえれば男子労働者にも大企業と中小企業また企業内での本工と臨時工の間に賃金差別があるように、女子労働者にも年令別、職務別、あるいは本工と臨時工(日雇・パート・内職)というように差別待遇——格差をつけつつ、男性と女性の対立ならびに女性労働者内部の階層分化をますます深めさせている。

我々が女性解放闘争を闘うにあつての戦略的部隊はまさにこの低賃金で働く婦人労働者にのみ出すだけでなく、苦悩する中高年婦人労働者と働く婦人の革命的エネルギー(もちろん潜在化したものにはあるが……)に依頼しなければならぬ。これまでの主張を簡単にまとめると次のようになる。

労働基準法——優生保護法の改悪を粉碎し、女性労働者の基本的権利を獲得せよ!

◎男女の賃金差別・労働内容における差別を撤廃し、男女の同一賃金・同一労働を獲得せよ。

◎「ライフ・サイクル」——結婚・出産・退職制度化を粉碎し、育児休暇と職場内に託児所・授乳所を獲得せよ。

◎産前・産後の八週間の休暇を実質的に獲得せよ。

◎生理休暇を全ての女性労働者の権利として実際に獲得せよ。(etc.)

これが女性解放闘争における我々の第二の具体的方向性である。

最後にここでは、女性労働者の「生きる権利——健康を守る」、いわゆる職場での労働災害、職業病についてふれておく。そこで、次の一文句を紹介してみよう。

「下横労働者として、支配階級による差別、分裂政策の安全弁を歴史的に果しつつあった婦人労働者の肉体と団体破壊は苦しいものがあります。私たちの地域を例にとりましても、電話局においては、妊婦の九五%が異常妊娠をし、ある金属の職場では、ハンダ付けに伴なり鉛中毒のため九〇%が、流産をしています。婦人教員らの三〇%が流産をしているの

であります。」と「労働災害、職業病と闘う活動家関西集会」の報告がなされています。あるいは職業病の一種である、「頸肩腕症候群」(ケイケンワンショウグン)という病気に、キーパーチャーの女性労働者が多くかかっている事実をみることもができる。かかる女性労働者の問題も今後明確に具体的な運動として発展されるだろうし、又しなければならぬと考える。

◎ 全女性性「社会的意識としての差別観念」——差別イデオロギーと日常的に弾固対決せよ!

「社会意識としての差別観念」——差別イデオロギーは何も性差別に特質なものではなく、全差別構造のなかに位置づけられる。いわばブルジョア・イデオロギーにほかならない。

先進的な女性活動家諸君! 女性解放闘争においてこの観念的差別と今日徹底的に対決することは、現代女性の階級意識を高めるためにきわめて重要な闘いの一環である。

なぜなら、日帝は司法・行政・マスコミ新聞などをフル転させて、男性のエゴイズムを利用しつつ、差別意識を社会的に強化しているからである。その差別意識は、例えば、「子供を育てるのは妻であるとか、家事仕事は女の仕事である」とか「未婚で子供を生むことはふしだらだ」とかいうさまざまな日常的言葉のなかに現われているだろう。

我々がここで、問題にしなければならぬ点にふれると、資本主義社会のなかにあって被差別者としての女性を差別しているのは、もちろん独占資本と支配階級にはちがいがありませんが、直接にはその体制を支えている男性であるということである。つまり、我々は女性解放闘争のなかに被差別者としての女性が差別を行なった男性に対して、またその社会に対して糾弾闘争を組織する必要性を被差別者の個々の権利とに認めるものである。またこの糾弾闘争は女性解放闘争を革命的に前進させるため重要なものであり、これが第三の方向性でもある。

女性労働者のみなさん!

働く母・未婚の母のみなさん!

更に、更に前進しようではありませんか。

